

# 平成24年度事業報告書

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

はじめに

平成24年度は、世界経済の牽引役であるG8（主要国首脳会議）のうち、四カ国の首脳が交代し、我が国でも12月16日に行われた総選挙後に、首相が新しくなり、「日銀の買いオペによる金融緩和」、「財政出動による国土強靱化」、「産業政策」の3つの大きな経済政策を核に景気浮揚が図られることになった。年度末になり、為替レートが円安に、株価は10%を超える株高とその効果が現れ始めたところである。

一方、ボートレース業界の売上状況は、開催日数において、前年度は東日本大震災による代替競走が行われたこともあり、前年度比で123日減の4,430日、売上は、業界が標榜する動物の有機体精神による一枚岩盤の結束により、新設された女子の賞金王決定戦競走を盛況裡に終えさせたことなどもあり、前年度比0.2%減の9,175億円余であった。

なお、一日平均売上は前年度比2.5%増という結果であり、将来に向けて明るい展望が開かれつつある。

本会の事業活動のアウトラインは、次のとおりである。

モーターボート競走事業については、選手が安心して競走に臨めるセーフティネットとして、本会の最重要事業である給付事業を、今後も継続して主体的に運営を行えるように、事業区分を精査し、退会時給付保険、慰労給付年金保険、遺児福祉年金保険を保険業法の制度に適応した認可特定保険業者として行政庁（国土交通省）より平成24年11月6日に認可を受けた。当該年度の賞金・完走手当については前年度と同様であり、給付事業健全化のための共済助成金額は同額であった。

また、魅力ある競技の展開および公正かつ安全な競技運営に資するため、平成24年4月以降、ファンへわかりやすい競走の提供を目的に、各地で順次開始したモーター備え付けプロペラ制度への選手視点からの提言を行ったほか、各種訓練や委員会を通じて、選手の技能向上や選手相互の事故防止、負傷事故防止に努めた。

社会貢献活動は、新たに東日本大震災復興支援活動について、本会運営の勤労青少年水上スポーツセンターの施設を利用した被災地サッカー少年団とのスポーツ交流や宮城県石巻市の狐崎浜を拠点とし、大惨事による被災地を風化させることなく長期間に亘り支援を継続することとしたほか、愛知県唯一の天然湖沼である油ヶ淵を利用した各種親水事業ならびに日本財団が実施しているハンセン病制圧活動への協力を引き続き行った。

地域振興事業としては、ボートレース業界の道徳である「礼と節」を徳育する場として、中学・高校生を対象にボートレーサー養成体験学習会を春季と夏季の2回実施したほか、常設訓練所の施設を幅広く一般に開放し、健康増進のための利用や学校の部活動の合宿や地域のサークル活動の拠点、民間企業の研修会場として利用されるなど海事思想の啓発や地域振興にも寄与した。

平成18年に制定された公益法人改革3法施行による特例民法法人から新法人への移行申請は、機関決議の上、公益社団法人の認定申請を平成24年8月11日に行い、翌年3月22日に、内閣総理大臣から「公益社団法人」の認定を受けた。

これにより、日本モーターボート選手会は、次年度から『公益社団法人日本モーターボート選手会』として革新することになった。

以上、特例民法法人の日本モーターボート選手会としての最終年度の事業活動を以下のとおり報告する。

【定款抜粋（公益社団法人日本モーターボート選手会）】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) モーターボート競走実施に伴う調査研究に関する事
- (2) 競技技術・資質の向上を図る研修・訓練に関する事
- (3) 出場条件の改善及び事故・災害防止に関する事
- (4) 選手の共済（認可特定保険業含む）制度及び育英制度の実施に関する事
- (5) 海事思想の普及宣伝及び地域の振興に関する事
- (6) 海事思想普及や地域振興に資する施設の設置・運営に関する事
- (7) 社会貢献活動事業に関する事
- (8) 機関誌の発行に関する事
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## I. モーターボート競走実施に伴う調査研究に関する事業

### 【定款第4条第1項第1号】

#### 一、競走の安全対策および技術研究に関する事業について

競走の安全対策および技術研究に関する事業では、競走の公正・安全の確保を基本理念とし、会員に対しては、法令はもとより関係規程の遵守ならびに航走事故の未然防止を支柱とする指導を徹底するとともに、関係団体と連携し事故防止に関する調査研究を以下のとおり実施した。

- ① 競走の安全対策について、各競走の参加会員から代表を選任し、現地との調整役として、競走参加中における種々の事象について報告を求め、具体的な事象発生にあっては、その内容を詳細に検証し、後述の「事故防止対策委員会」に付議することをはじめ、個別指導にあたった。
- ② 競走において生じる人身事故の重篤化防止に向け、本会指定乗艇用シューズの改良型試作品の実地モニターテストを行い、良好な結果を得られたため、平成25年度より実用化する運びとなった。
- ③ 一般財団法人日本モーターボート競走会（以下「競走会」という。）の主催する「ボート・モーター等改善研究委員会」と連携し、各種航走機材の開発改良にあたり、競走場の立地状況により使用するモーターの仕様が異なる点について、統一化を図るべく従前より研究した結果、全24競走場において使用することに適う「ヤマト321型モーター」が本年度より実用化に移され順次導入される運びとなった。また、今後は魅力ある競技の展開および人身事故防止の見地から、モーター出力を低減したモーターを開発し実用化に向けた研究開発を推進していくこととなった。

なお、会員の過度の減量による健康への影響、やまと学校の選手養成募集要項等を勘案し、現状の最低体重基準（男子50kg、女子47kg）が適当であるか、今後意見集約を図り検討していくこととなった。

## II. 競技技術・資質の向上を図る研修・訓練に関する事業

### 【定款第4条第1項第2号】

#### 一、競技技術・資質の向上を図る研修・訓練に関する事業について

選手の人物品性の陶冶ならびに技能の修練を目的に、以下のとおり各種訓練を実施した。また、自主的な練習希望による訓練所利用申請に対しても積極的に施設を開放した。

なお、訓練用発走信号時計は、国土交通省中部運輸局の法定精度検査を年4回受けて精度維持に努め、訓練器材（ボート・モーター等）については、登録有効期間を経過した実走に供していたものを浜名湖競艇企業団、株式会社スミノエマリンシステムより払い下げを受け、各種訓練に活用した。

#### (1) 特別訓練について

##### ①特別訓練

経験の浅い新人選手に対し、競技技能の習得およびプロ意識の高揚を図ることを目的に、特別訓練は、実施計画に基づき年4回実施し、第107期生から第110期生までの4期を対象とし、109名が参加した。

訓練は、模擬レースを主として、スタート練習・旋回練習・プロペラ修整・VTR講義等を実施した。なお、この訓練には27名の会員が実技教官として協力し後進指導にあたった。

##### ②新入会選手特別研修会

「礼と節」を重んじ、社会人としての人間形成の徳育を目的に、新入会選手特別研修会は、年2回実施し、第110期生と第111期生の2期を対象とし、55名が参加した。

訓練は、すべての事故を防止する観点から、実技面においてはスタート練習、模擬レース、モーター整備等を、座学においては選手としての在り方、初出走にあたっての心構えと手続き等の諸準備ならびに会員遵守事項等の講義を実施した。なお、この訓練には愛知支部所属の13名が協力し後進指導にあたった。

## (2) 自主訓練について

スタート事故者に対する正常なスタート技能を習熟せしめるため、競走会より業務移管を受け実施している自主訓練については、年18回実施し、265名が自主訓練規程第2条第1項に基づき参加し、また、優勝戦およびSG競走・新鋭王座決定戦競走の準優勝戦におけるスタート事故者40名が同規程第2条第2項に基づき参加した。

なお、同訓練最終日に訓練の効果を測定するために実施するスタートテストについては、上記参加者全員が受検し合格した。

## (3) 訓練所利用について

自主的な練習希望による訓練所利用状況については、12支部、延べ163名が技量向上のための訓練に訓練所を利用した。

また、訓練所を自主的な練習として希望する際の「常設訓練所利用に関する取扱要領」については、利用の実態に即した一部改正を行うこととした。

## III. 出場条件の改善及び事故・災害防止に関する事業

### 【定款第4条第1項第3号】

#### 一、選手処遇について

選手処遇については、本年度より開催された賞金女王決定戦競走ならびに同シリーズ戦競走の節間売上が目標額を大きく上回り、次年度以降の開催にも大きな期待が持てる結果となった一方、同決定戦競走ならびにシリーズ戦競走の選手賞金は、売上実績や出場選手の実力を考慮すると見劣りすることは否めず、殊に競走の格付けが一般競走である同シリーズ戦競走の賞金基準が一般競走基準となっていることから、施行者側に対し選手賞金の増額を申し入れた結果、施行者側がこれに応じ、次年度の選手処遇は賞金改定による増額分が本年度選手処遇に上乗せされる運びとなった。

なお、選手収入総額、共済助成金額は以下のとおりである。

施行者支給金額	24,139,681,820円
競走会支給金額	468,036,000円
合計	24,607,717,820円
平均収入(注)	15,515,585円

(注)平成25年3月末現在の会員数1,586名で除したもの  
また、施行者支給の共済助成金額は、1,810,000,000円であった。

#### 二、競走の公正確保および競技水準の向上化について

「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程(以下「向上化規程」という。)」については、第2条第1項第2号により4期間通算勝率3.8未満の者、もしくは同第3号により選手登録33年経過後の同勝率4.8未満の者に対し退会を勧告することとしていたが、平成12年に制度化した『「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」適用の申し合せ事項(以下「申し合せ」という。)」に基づき、向上化規程の勝率に該当した場合であっても、当該勝率が3.5以上の者に対しては退会勧告を猶予し、更に平成18年4月からは、勝率に係る該当者全てに退会勧告を猶予する時限措置を講じていた。

しかし、この措置は平成24年10月31日をもってその期間が終了することから、平成24年11月以降の成績等の動向を勘案し、改めて申し合せの適用勝率について検討することが決定されていた。

かかる状況を受け、後述の「業務関係委員会」において審議を重ねた結果、本来「向上化規程」の制度趣旨を顧みて、自他ともにプロ選手として相応しい実力を備えている基準として、また、将来の会員数予測をも勘案し、4期間通算勝率を3.5程度、すなわち「申し合せ」に定める水準が適当であること、また速やかにこれを機能させることが必要であるとの結論付けし、向上化規程附則に定めるとおり、平成24年11月1日以降新たに始まる有効級別期間の4期間通算成績の成立をもって「申し合せ」を再適用することが理事会にて承認された。

なお、「向上化規程」の該当状況については、下表のとおりである。

「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」該当状況

条項	年度		内容	4~7	内容	8~9	10~11	内容	12~22	23		24		合計
	内容	昭和50 ~ 平成3												
第2条 第1項 第1号	整備規程違反 出場停止 6カ月以上	12	←		←			←						300
第2条	4期通算 事故率 0.70以上	3	←		←			←						
第1項 第2号	4期通算 勝 率 3.00未満	12	勝 率 3.50未満	10	通 算 勝 率 3.50未満 4期通算 勝 率 3.80未満	19 —	17 39	4期通算 勝 率 3.80未満	54	0	0	0	0	
第2条 第2項	4期通算 勝 率 3.50未満	88	第2条 第1項 第3号	8	33年経過 後 4期 通算勝率 4.30未満 33年経過 後 4期 通算勝率 4.80未満	11 —	8 18	33年経過 後 4期 通算勝率 4.80未満 第2条 第1項第4号 4期通算 出走回数 60走未満	0 1	0	0	0	0	
備考	○50. 3.27 制定 4. 1 施行 5. 1 運用 ○52. 3.30 改正 5. 1 施行 ○54. 6.27 制定 11. 1 施行 ○61. 3.19 制定 5. 1 施行		33年経過 後 4期 通算勝率 4.30未満	8	33年経過 後 4期 通算勝率 4.80未満	—	18	第2条 第1項第4号 4期通算 出走回数 60走未満	1	0	0	0	0	
			○4. 3.30 改正 5. 1 施行 ○7. 3.23 改正 5. 1 施行		○8. 3.18 改正 5. 1 施行 ○10. 3.24 改正 5. 1 施行			○12. 3.22 改正 4. 1 施行 ○18. 3.14 改正 4. 1 施行 ○19. 6.22 改正 6.22 施行 ○21. 3.24 改正 同日施行 ○22. 3.24 改正 4.1施行	4/30 1,526 名	10/31 1,543 名	4/30 1,557 名	10/31 1,575 名	○24. 6.26改正 同日施行	
	(会員数適正化に関する規程)		(競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程)											

「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」適用の申し合せ事項該当状況

条項	年度		平成 12~17	18	19	20	21	22	23	24	合計							
	内容	内容																
第2条 第1項 第2号	4期通算 勝率 3.80未満		607	73	76	79	86	83	88	99	106	113	122	117	129	136	139	2,053
第2条 第1項 第3号	4期通算 勝率 4.80未満		353	37	42	35	37	38	41	33	30	27	24	25	20	17	20	779

### 三、競走の出場条件について

#### (1) 競走の番組編成要領について

競走の番組編成については、SG競走等および賞金女王シリーズ戦（一般競走）の賞典レースの出走資格の喪失や全番組編成要領の減点表をはじめとして一部改正・追記が施された「平成25年度SG競走等番組編成要領」に基づき実施されることとなった。

#### (2) 競走の開催状況について

本年度の競走の開催状況については、日中開催の他、ナイターレースが桐生、蒲郡、住之江、丸亀および若松の5場で合計876日、また、モーニングレースが徳山、芦屋および唐津の3場で合計504日それぞれ開催された。なお、24場の総開催日数は4,430日であった。

### 四、あっせん関連事項について

#### (1) 公傷によるあっせんの特例について

公傷により長期欠場を余儀なくされた会員10名が、競走会「選手出場あっせん規程実施細則」第12条第5項に基づきあっせんの特例を本会より申請しその適用を受けた。

#### (2) あっせん保留について

級別審査対象期間内に成績不良であった会員1名が競走会「選手出場あっせん規程実施細則」第7条第8号に基づきあっせんの保留を受けた。

### 五、事故防止対策委員会について

事故防止対策委員会は、定款第38条に定める特別委員会として組織し、選手に関わる全ての事故防止ならびに公正かつ安全な競走の確保を目的として年度内8回開催した。

#### (1) 航法指導について

競走において、人身事故を誘発しかねない無謀な航法や、事故艇付近において競走の秩序を乱すような航法等を行った8名に対し、本会に招致し、執行部より直接厳重注意、厳重注意書の発行および当該会員所属支部長より注意を求める等の処置を行い、事故防止への意識高揚を促し再発防止に努めた。

#### (2) 競走会「褒賞懲戒審議会」における懲戒処分者に対する本会処置について

非行や各種規程違反により、競走会「褒賞懲戒審議会」において処分を受けた28名に対し、当該事象の実情報告書等を勘案の上、自粛欠場の勧告、本会へ招致の上執行部からの直接指導および厳重注意書を発行する等の処置を行い、選手としての自覚や各種規程の遵守を求め、再発防止に努めた。

#### (3) プロペラ取扱要領違反者について

平成24年4月より開始された、モーター備え付けプロペラ制度におけるプロペラ取扱要領違反者24名に対し、自粛欠場の勧告ならびに本会に招致の上執行部からの直接注意および指導を行う等の処置をし、再発防止に努めた。

#### (4) 事故防止・人命救助褒賞について

競走において、顕著な避航により人身事故の発生を未然に防止した42名、ならびに人命救助を行い重篤事故にも発展しかねない状況を阻止した2名に対し、競走においてもっとも重要である人身事故防止について具現化したものであり、その行為は他に範を示すものであるとして、それぞれ記念品を贈呈しその行為を讃えた。

#### (5) 会員への指導事項について

その他公正かつ安全な競走を確保する環境づくりとして、選手間での事故防止という観点から種々指導や処置を行った。

#### 六、技術研究専門委員会について

技術研究専門委員会は、本会の専門委員会として組織し、競技に使用するボート・モーターを始めとする航走機材、防護具、水上施設等に関し、選手としての視点から研究改善を図り、航走事故の防止、公正かつ安全な競走の確保を目的として本年度は事故防止対策委員会との合同委員会として1回開催した。

本年度委員会では、平成24年4月より開始された、モーター備え付けプロペラ制度の運用に関する意見交換を行った結果、現時点では競技運営に支障を来すような問題点は見受けられないが、ボート・モーターの割り当てと同様、会員が継続的に共同使用することからその耐久性を一定期間維持する必要があるとして、今後はプロペラ修整工具の在り方を含め、現行の修整方法を縮小していく方向で引き続き検討することを確認した。

なお、次年度以降、技術研究専門委員会の活動目的および内容については、後述の「業務関係委員会」へ移管されることとなった。

#### 七、スタート事故防止について

一定時間内にスタートラインを通過するフライングスタート方式を採用しているボートレースにて生じるスタート事故の本年度発生状況は、業界の努力目標であるスタート事故率0.30以内を達成した。

また、熾烈な競走の中、連続して無事故出走を達成している会員に対し、昭和60年制定「連続無事故出走者特別褒賞要領」に基づき、本年度は連続2,000回完全無事故出走者1名、連続3,000回スタート無事故出走者1名、同2,000回出走者7名の会員に対して特別表彰のうえ褒賞金を、また連続1,500回スタート無事故出走者11名に対して褒賞金をそれぞれ贈呈した。

なお、同要領制定後における連続無事故出走達成・表彰者は下表のとおりである。

連続無事故出走達成・表彰者

内 容	達成者数
連続2,000回完全無事故出走	1
〃 1,500回 〃	1
〃 1,000回 〃	7
連続5,000回スタート無事故出走	3
〃 4,000回 〃	3
〃 3,000回 〃	17
〃 2,000回 〃	99
〃 1,500回 〃	178



#### IV. 選手の共済（認可特定保険業含む）制度及び育英制度の実施に関する事業について

##### 【定款第4条第1項第4号】

共済事業とは、競走に参加する会員とその家族へのセーフティネットとして、モーターボート競走法第62条にある選手の福利厚生増進、運営者と選手との相互救済をその目的とし、各施行者からの助成を受け運営している事業である。

##### 一、共済制度から「認可特定保険業者」への移行

共済とは法律の根拠のある制度共済、又は地方自治体内、企業内、労働組合内、学校内、地縁団体内、もしくは1,000人以下の者を相手方として行う生命保険・損害保険に類似した保障ないし補償事業である。本会が行ってきた共済事業は、上述のことには該当しないが、保険業法により保険業の免許等が不要とされる例として「公益法人が行う事業」として同事業を主務官庁の監督の下、継続することが可能であった。しかしながら平成20年より始まった公益法人制度改革に際し、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年11月19日法律第51号。以下「保険業法」という。）が平成23年5月に施行され、社団法人等による共済事業が新法人へ移行後も継続事業として行うには旧主務官庁の認可を受け、「認可特定保険業者」として運営していくことを義務付けられた。

認可申請の対象となる法人は、平成17年の保険業法改正時に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者に限られ、特定保険業者として継続するために必要な財産的基礎、人的構成を有することが求められる。また経理・監督面においては、他の業務との区分経理、財政状況の開示、責任準備金の積立、保険数理人の関与、監督（報告徴求等）等の要件が求められる。このため本会では保険関係に精通している専門家とアドバイザー契約を結び、現在共済事業に関与しているものからなるプロジェクトチームを発足し、平成23年10月より改正業法および政省令・指針等に基づく認可申請を開始した。

認可特定保険業への認可申請について保険業法第二条に定められる保険業（人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受を行う事業）に本会の共済事業が該当若しくは移行することが可能かどうか重要であった。

本会の共済事業は、モーターボート競走法第62条「国土交通大臣は、選手の福利厚生増進を図り、競走の公正および安全の確保に資するため、施行者又は競走実施機関に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し必要な助言又は勧告をすることができる。」に基づき各種給付事業の原資は施行者から交付される助成金を活用しているものが中心である。

なお、共済事業の掛金の負担内容を整理すると以下の4つに分類できる。

- ①掛金の全額を助成金としているもの 療養給付等の公傷に起因する共済給付
- ②掛金の一部を助成金としているもの（残りは会員負担） 退会一時金、慰労給付年金等
- ③掛金の全額を会員が負担しているもの 遺児福祉年金、罹災給付、慶弔給付等
- ④掛金の全額を基金の利息収入としているもの 育英給付等

①および④については財源、基金の原資が他団体からの寄付行為によるものであり、会員の保険料の負担がないことから一般論として保険業には該当しないと考えられ、②については、退会一時金は「人の生存又は死亡・偶然の事故によって生ずること」に関わらず、退会時の会員期間に応じて一定の給付がなされていることから、現制度では保険業に該当しないが、保険性を持たせた上で認可を得ることが適当であるとの結論に至った。慰労給付年金等は会員・受給者の死亡時に遺族年金へ移行する制度から保険業に該当すると考えられた。また、③の内、遺児福祉年金は、保険性があるため認可を得る方向へ、それ以外は給付金額が10万円以下にする等事業の見直しを図った。このため、本会においては、「退会一時金」・「慰労給付年金（特別含）」および「遺児福祉年金」事業を認可特定保険業として行政庁に認可を申請した。

認可申請に該当する制度については、現行制度の枠組みを基本的に維持しながら、改正業法に求められる項目を中心に基礎書類（事業方法書、普通保険約款ならびに保険料および責任準備金の算出方法書）を作成し、平成24年11月に行政庁（国土交通省）より認可を受けた。

## 1. 主な改正

### (1) 共通する改定項目

- ①遺族の定義
- ②会員期間の定義を規程化
- ③改正業法等に基づく保険料の改定、責任準備金等引当の設定
- ④財政状況に照らした保険料または保険額の見直し
- ⑤純保険料（積立目的）と付加保険料（事務費）の設定
- ⑥保険期間の設定
- ⑦保険金の支払事由および免責事由の改定
- ⑧本会からの保険契約の解除および保険者による解約ができない旨の設定
- ⑨保険料の改定および新設

### (2) 退会時給付保険

- ①死亡保険金の新設
- ②保険金の請求
- ③会員期間5年未満で退会する場合の取扱

### (3) 慰労給付年金保険（特別含）

- ①死亡保険金の新設
- ②保険契約者の払込保険相当額が受取るべき年金額に1.5を乗じた額を上回る場合の返還金を新設
- ③会員期間1.5年未満で退会する場合の取扱

### (4) 遺児福祉年金保険

- ①遺児の定義設定
- ②所得制限の廃止

なお、特定保険業者としての事業開始時期は、法人移行と同時となり、従前より共済制度に加入している加入者および受給者についても、法人移行後の保険制度が適用となる。

## 2. 責任準備金と保険料について

責任準備金とは、「認可特定保険業者は、毎決算期において、保険約款に基づく将来の債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない」（平成17年改正法附則第4条第1項および第2項において読み替えて準用する保険業法第116条）と定められており保険料積立金、未経過保険料および異常危険準備金等が挙げられる。

保険料積立金は、保険約款に基づく将来の債務履行に備えるため、保険数理に基づく評価額の計上が必要となり、給付債務の評価方法については、将来の給付の現在価値（給付現価）より、将来の掛金および助成金等の収入の現在価値（掛金収入現価）を控除したものが、評価時点での給付債務である考え方（責任準備金方式）を採

用した。同方式は閉鎖型と開放型に分類されるが、助成金の影響が大きい本制度は評価時点での加入者および受給権者に対する将来の助成金の規模をどのように見込むかが、大きな問題となる。開放型を採用した場合将来の新規加入者に対して補填される助成金の予測が困難であることから、助成金を「掛金補填を充てる部分」と「過去の積立不足を償却する部分」に分けた閉鎖型を採用し、保険数理に基づいた給付債務を明らかにすることとした。

(1) 23年度決算時における責任準備金の評価方法

共済制度を行っていた23年度決算時においては、期末の会員数および年金受給権者に対する給付現価により掛金並び助成金（これまで同様に「将来に亘り、現行と同水準額を受領することを前提とした」）の収入現価を控除したものを責任準備金とした。

運用予定利率は、他の年金基金等を参考に、一般的に利用されている退職給付の支払時までの平均残存期間を満期とする安全性が高い債券利回りを基に予定利率を採用することとし、会員の退会一時金支払いまでの平均残存期間が25年程度となるため、当時の国債等の利回りを参考に2.1%を採用した結果、「表1」となった。

表1

(単位：円)

	退会一時金	慰労給付年金	慰労給付特別年金
資産	9,751,287,855	9,526,479,124	4,982,393,745
責任準備金	18,190,766,125	6,384,587,379	3,850,471,697
資産－責任準備金	△ 8,439,478,270	3,141,891,745	1,131,922,048

3資産の合計で△4,165,664,477円の積立不足となり、共済事業特別会計の正味財産が△2,549,781,960円となり、法人全体の正味財産が△549,115,226円となった。

(2) 特定保険業者への移行における責任準備金の評価方法

23年度決算時における責任準備金については、退会一時金については積立不足となり、慰労給付年金および慰労給付特別年金については積立超過となった。この点から各保険料および助成金の負担額の見直しを図り、平成24年3月31日現在の会員数および年金受給権者に対する給付現価より掛金および助成金（保険料補助と責任準備金不足に対応するものに分け、保険料補助についてはこれまで同様に、「将来に亘り」、受領することを前提）とし、責任準備金不足に対応するものに関しては不足が解消するまでの期間（49年間）受領することを前提とする収入現価を控除したものを評価時点の責任準備金とした。

運用における利率は、平成8年8月29日大蔵省公示第48号「標準責任準備金の積立方式および計算基礎率を定める件」第4項に規定する利率および日銀による金融緩和の流れから行政庁の指導もあり1.5%を採用した結果、23年度決算は「表2」となった。

表2

(単位：円)

	退会一時金	慰労給付年金	慰労給付特別年金
資産	9,751,287,855	9,526,479,124	4,982,393,745
責任準備金	9,751,287,855	9,526,479,124	6,623,207,993
資産－責任準備金	0	0	△ 1,640,814,248

3資産の合計で△1,640,814,248円の積立不足となり、共済事業特別会計の正味財産が△24,931,731円となり、法人全体の正味財産が1,975,735,003円となった。

### (3) 保険料率について

賞金・完走手当から徴収する保険料率については、当該給付の特性および過去の給付実績を踏まえ、一律に設定された純保険料（危険保険料）に付加保険料（事務保険料）が加味され、「表3」となった。

表3 保険料率一覧表（賞金部分）（単位：％）

保険種類	純保険料	付加保険料	計
退会時給付保険	8.400	0.170	8.570
慰労給付年金保険	3.700（注）	0.150	3.850
遺児福祉年金保険	0.053	0.027	0.080
合計	12.153	0.347	12.500

（注）慰労給付年金：2.20％、慰労給付特別年金：1.50％。別途、参加賞支給日数に対応する保険料あり。

## 二、給付事業について

### (1) 災害事故について

競走中に生じた災害事故により競走へ参加できない会員やその家族に対するセーフティネットとして本会では療養給付金、休養給付金を給付している。その災害事故の本年度発生件数は810件あり、その内、全治見込み日数10日以内の事故が668件（前年度674件）、同11日以上が142件（同115件）発生した。

なお、全治見込み11日以上 of 事故142件の内、50件が全治30日以上 of 重傷事故であり、その発生状況については表1・2のとおりである。

### (2) 退会一時金について

引退後の会員の生活基盤を支える退会一時金は、本年度28名に対し給付した。なお、退会会員の在籍期間は最短で3年2カ月、最長で47年6カ月であった。また、28名の平均在籍期間は29年8カ月であった。

### (3) 慰労給付年金について

昭和55年度に制度が発足した慰労給付年金は、今までに1,441名が受給資格を得て、本年度末までに563名が受給期間を満了し、その内、本年度中に受給期間を満了した者が52名であった。また、待機期間を終えた30名を加え、受給者は慰労給付年金823名、遺族年金79名の計902名に対して慰労給付年金の給付を行った。

なお、本年度退会一時金を給付した28名の内、26名が慰労給付年金に加入し、2名が脱退一時金の対象となり、本年度末時点での待機者は27名となった。

### (4) 慰労給付特別年金について

平成8年度に制度が発足した慰労給付特別年金は、今までに743名が受給資格を得て、本年度は45名が15年の受給期間を満了した。また、待機期間を終えた26名を加え、受給者は慰労給付特別年金651名、特別遺族年金66名の計717名に対して慰労給付特別年金の給付を行った。

なお、本年度退会一時金を給付した28名の内、24名が慰労給付特別年金に加入し、4名が同年金を脱退、その内2名が脱退一時金の対象となり、本年度末時点での待機者は25名となった。

(5) 育英制度について

会員が競走参加中の事故により、殉職もしくは重度の障害となった際、その子弟の就学の機会を確保することを目的に昭和57年度より制度が発足した育英制度は、今までに35名の子弟を奨学生に採用し、本年度は小学生3名、高校生2名の計5名に対し育英金を給付した。

(6) 遺児福祉年金について

会員が私傷病により、死亡もしくは重度の障害となった際、その子弟の就学の機会を確保することを目的に昭和63年度より制度が発足した遺児福祉年金は、今までに本年度新たに承認した1名を含め45名の子弟を奨学生として採用し、本年度は幼稚園児1名、小学生2名、中学生3名、高校生1名、大学生3名の計10名に対し遺児福祉年金を給付した。なお、この内、大学生1名が10月以降の給付を辞退した。

(7) 選手共済事業運営委員会について

給付事業の運営状況について審議する選手共済事業運営委員会は、年度内4回開催し、事業計画・収支予算・補正予算・事業報告・収支決算について審議が行われいずれも承認された。

なお、認可特定保険業への移行に伴う各種規程の新設および改廃ならびに認可申請についても了承を得、移行後の保険料徴収についても引き続き施行者への協力を依頼した。

(8) 奨学生選考委員会について

育英制度の運営状況について審議する奨学生選考委員会は、本年度に第37回委員会を開催し、事業計画・収支予算・補正予算・事業報告・収支決算ならびに奨学生の採用状況について審議が行われいずれも承認された。

(9) 共済基金等徴収事務担当者会議について

共済基金等の円滑な徴収事務に資するため、共済基金等徴収事務担当者会議を平成25年1月に、施行者徴収事務担当者、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会ならびにBOATRACE振興会の出席を得て開催し、「平成25年度会費・各種保険料徴収要領」および「選手賞金入力システム」について説明し、引き続きの協力を依頼した。

## 重傷事故者一覧表

(表1) 公傷A

NO.	発生日	場 所	事 故 の 状 況	傷 病 名	全治月日	治 療 日 数	備 考
1	5月 1日	琵琶湖	第1レース、1周1マーク旋回時、転覆した際負傷。	顔面裂創 他	6月 7日	38日 (入院 0日間)	
2	5月 3日	琵琶湖	第11レース、1周2マーク旋回時、失速した先行艇に接触し、エンストした際後続艇に乗り上げられ負傷。	右大腿骨々折	9月 13日	134日 (入院 90日間)	
3	5月 3日	常 滑	第6レース、2周1マーク旋回時、転覆した際後続艇に乗り上げられ負傷。	頭部打撲 他	7月 2日	61日 (入院 0日間)	
4	5月 11日	芦 屋	第3レース、2周HS航走中、他艇と接触し転覆した際負傷。	右第1指裂傷 他	7月 5日	56日 (入院 0日間)	
5	5月 15日	江戸川	第1レース、3周2マーク旋回時、落水した際後続艇に乗り上げられ負傷。	右上腕挫傷 他	6月 21日	37日 (入院 0日間)	
6	5月 19日	常 滑	第5レース、2周1マーク旋回時、先行艇の失速を回避した際負傷。	右手打撲傷 他	6月 28日	41日 (入院 0日間)	
7	5月 29日	宮 島	第5レース、1周BS航走中、内側艇と接触し落水した際負傷。	第2腰椎圧迫骨折	8月 20日	84日 (入院 63日間)	
8	5月 31日	若 松	第6レース、3周HS航走中、他艇と接触し転覆した際負傷。	左大腿挫創 他	6月 30日	31日 (入院 17日間)	
9	6月 9日	琵琶湖	第6レース、1周1マーク旋回時、失速した際負傷。	右中指伸筋腱皮下断裂	8月 6日	57日 (入院 0日間)	
10	6月 16日	宮 島	第1レース、1周1マーク旋回時、転覆した際後続艇に乗り上げられ負傷。	肋骨々折 他	7月 20日	35日 (入院 13日間)	
11	7月 16日	三 国	第9レース、2周1マーク旋回時、失速した先行艇と接触した際負傷。	肋骨々折 他	9月 19日	66日 (入院 0日間)	
12	7月 22日	鳴 門	第1レース、1周1マーク旋回時、失速した際負傷。	右足関節外果骨折	10月 3日	74日 (入院 24日間)	
13	7月 26日	戸 田	第5レース、1周1マーク旋回時、他艇と接触した際負傷。	左膝打撲	8月 30日	33日 (入院 0日間)	
14	8月 6日	福 岡	第8レース、1周1マーク旋回時、転覆した際後続艇に乗り上げられ負傷。	左膝骨折 他	10月 13日	69日 (入院 46日間)	
15	8月 11日	津	第1レース、1周1マーク旋回時負傷。	左膝内側半月板損傷	10月 24日	75日 (入院 13日間)	

## 重傷事故者一覧表

(表1) 公傷A

NO.	発生日	場 所	事 故 の 状 況	傷 病 名	全治月日	治 療 日 数	備 考
16	8月14日	尼 崎	第12レース、1周2マーク旋回時、他艇と接触した際負傷。	左膝半月板損傷	9月15日	33日 (入院 11日間)	
17	8月14日	鳴 門	第11レース、1周1マーク旋回時、落水した際後続艇に乗り上げられ負傷。	左肩脱臼	1月10日	150日 (入院 93日間)	
18	8月27日	唐 津	第3レース、2周2マーク旋回時、失速した際負傷。	右第1中手骨々折	10月20日	55日 (入院 0日間)	
19	8月27日	下 関	第8レース、2周2マーク旋回時負傷。	右TFCC損傷	11月26日	89日 (入院 8日間)	
20	9月11日	住之江	第2レース、1周BS航走中、並走艇と接触した際負傷。	左母指靭帯損傷 他	11月26日	77日 (入院 4日間)	
21	9月11日	住之江	第8レース、3周2マーク旋回時、他艇と接触した際負傷。	左上腕骨折	2月 7日	150日 (入院 36日間)	
22	9月18日	唐 津	第4レース、1周1マーク旋回時、他艇と接触し転覆した際後続艇に乗り上げられ負傷。	右大腿骨折	11月29日	73日 (入院 43日間)	
23	10月17日	住之江	第11レース、1周1マーク旋回時、内側艇の失速を回避した際負傷。	右膝半月板損傷	11月15日	30日 (入院 5日間)	
24	10月30日	唐 津	第11レース、2周2マーク旋回時負傷。	急性第5腰椎分離症	療 養 中		
25	11月 3日	多摩川	第4レース、1周1マーク旋回時、転覆した際後続艇に乗り上げられ負傷。	右手挫滅創 他	療 養 中		
26	11月17日	桐 生	第10レース、1周1マーク旋回時、失速した先行艇と接触し転覆した際負傷。	頸椎棘突起剥離骨折 他	12月17日	31日 (入院 0日間)	
27	11月23日	福 岡	第10レース、1周2マーク旋回時、転覆した際負傷。	左腓骨遠位端骨折 他	12月25日	33日 (入院 33日間)	
28	11月25日	大 村	第2レース、1周2マーク旋回時、失速した先行艇と接触した際後続艇に乗り上げられ負傷。	左肩脱臼 他	2月27日	95日 (入院 72日間)	
29	11月27日	宮 島	第8レース、1周1マーク旋回時、他の転覆艇に接触し転覆した際負傷。	腰部打撲 他	1月12日	43日 (入院 25日間)	
30	12月13日	大 村	第12レース、1周1マーク旋回時、他艇と接触し転覆した際負傷。	左腓骨々折 他	2月28日	78日 (入院 0日間)	

## 重傷事故者一覧表

(表1) 公傷A

NO.	発生日	場 所	事 故 の 状 況	傷 病 名	全治月日	治 療 日 数	備 考
31	12月13日	平和島	第11レース、1周1マーク旋回時、転覆した際負傷。	左第1中手骨々折	2月27日	77日 (入院 2日間)	
32	12月25日	福 岡	第11レース、1周1マーク旋回時、失速した際後続艇に乗り上げられ負傷。	左前腕骨折	2月27日	65日 (入院 58日間)	
33	12月27日	芦 屋	第4レース、2周1マーク旋回時、他艇と接触した際負傷。	頸部筋挫傷 他	2月 5日	41日 (入院 0日間)	
34	1月 6日	下 関	第12レース、1周1マーク旋回時、他艇と接触し落水した際負傷。	左足関節外側靭帯断裂 他	3月20日～ 大村出走		
35	1月 8日	平和島	第4レース、1周2マーク旋回時、他艇と接触し落水した際後続艇に乗り上げられ負傷。	右肩捻挫	2月14日	38日 (入院 0日間)	
36	1月 9日	尼 崎	第1レース、1周2マーク旋回時負傷。	右膝打撲 他	2月15日	38日 (入院 0日間)	
37	1月26日	唐 津	第8レース、1周1マーク旋回時、転覆した際後続艇に乗り上げられ負傷。	右肘骨折	4月 4日	69日 (入院 28日間)	
38	2月10日	琵琶湖	第1レース、1周1マーク旋回時、失速した内側艇と接触し転覆した際後続艇に乗り上げられ負傷。	左鎖骨々折 他	5月 3日～ 丸亀出走		
39	2月10日	児 島	第6レース、1周2マーク旋回時、転覆した際後続艇に乗り上げられ負傷。	右第2中手骨々折	4月20日	70日 (入院 3日間)	
40	2月10日	芦 屋	第4レース、2周2マーク旋回時負傷。	右大腿内側筋部分断裂	4月 9日	59日 (入院 0日間)	
41	2月12日	唐 津	第2レース、2周1マーク旋回時、転覆した際後続艇に乗り上げられ負傷。	左腓骨々折 他	4月 7日～ 徳山出走		
42	2月17日	芦 屋	第7レース、1周1マーク旋回時、ターンマークと接触した際負傷。	左母指靭帯断裂 他	3月18日	30日 (入院 0日間)	
43	2月26日	大 村	第6レース、1周BS航走中、並走艇と接触し落水した際負傷。	左鎖骨々折	5月 3日～ 丸亀出走		
44	3月26日	浜名湖	第10レース、1周2マーク旋回時、艇がバウンドした際負傷。	左手舟状骨々折 他	療 養 中		



## 重傷事故者一覧表

(表2) 公傷B

NO.	発生日	場 所	事 故 の 状 況	傷 病 名	全治月日	治 療 日 数	備 考
1	4月 3日	芦 屋	競技部内において、階段を踏み外した際、負傷。	左足靭帯損傷	5月 15日	43日 (入院 0日間)	
2	4月 17日	新 人 訓 練	新人訓練中、装着場において転覆艇の撤収作業の補助をしていた際、ボートと架台の間に右手を挟み負傷。	右第3中手骨々折	5月 26日	40日 (入院 0日間)	
3	4月 20日	自 主 訓 練	自主訓練時において失速した際、負傷。	左前腕筋損傷 他	5月 21日	32日 (入院 0日間)	
4	11月 25日	下 関	ステアリングワイヤーを緩める際、右第二指を挟み負傷。	右第2指第1関節切断	2月 26日	94日 (入院 15日間)	
5	11月 27日	自 主 訓 練	自主訓練時3艇で旋回時、消波装置に接触し負傷。	右大腿骨折		療 養 中	
6	1月 5日	浜名湖	プロペラ装着時、スケグとピットに右人差し指を挟み負傷。	右示指不全切断 他		療 養 中	

## V. 海事思想の普及宣伝及び地域の振興に関する事業

### 【定款第4条第1項第5号】

#### 一、海事思想の普及宣伝および地域の振興に関する事業について

水上スポーツを通じた海事思想の普及ならびに海難防止の啓発推進は、障がい者、児童や青少年ならびに地域住民へ、国土交通省認可の特定水域を開放し、日本財団より寄贈を受けたエンジン付きゴムボート、バナナボート等により当施設を活用して実施した。

この他、本年度新たに、東日本大震災の被災者である宮城県塩竈市の児童を招待し、ボート体験乗船や当センター施設を無償提供し、碧南市で行われたサッカー交流大会へ招待した。また、全国の中学・高校生を対象にボートレース業界の道徳である「礼と節」を徳育し、集団生活を通じて、社会の一員としての自覚を促すことを目的とした「BOAT RACER養成の体験学習」を春季と夏季の2回行い、37名が参加した。

#### (1) 温水プールの無償提供について

- ① 当施設のある碧南市は、市内の四方を海・川・湖沼に囲まれた立地上の特性もあり、水難防止や水に親しむことを目的に、碧南市教育委員会の協力を得て、市内の泳げない小学3・4年生30名を対象に「キッズスイミングスクール」を開講し、延べ7回の日程で実施され、最終回には参加者の泳力測定を行い、25m泳者と10m着衣完泳者25名に対して本会会長名の認定証を授与した。
- ② 碧南市消防本部の水難救助訓練に温水プールを開放し、延べ42回142名が利用した。

#### (2) 特定水域水面の開放状況について

特定水域水面を次のとおり開放した。

内 容	参 加 者 名	回数	参加者数
「見て」「乗って」「参加して」のテーマのマリンスポーツフェスタ	障害者団体、一般市民等	1	1,083名
「親子ふれあいゴムボート大会」 エンジン付きゴムボートでの油ヶ淵の水上演覧	油ヶ淵周辺住民、子供会等	3	138名
地元の中中学生を対象として、“ボランティア講座”を開き、マリンスポーツを通して児童福祉施設の子供達をサポートする実践活動	幼児、小・中学生、一般市民等	1	87名
被災地児童を招待し、ボート乗船会や宿泊施設を提供するとともに、碧南市のサッカー交流会を支援し、スポーツ親交を通してこどもたちの「心のケア」に役立てる	東日本大震災被災地住民	1	22名
ボートレーサー養成学校の疑似体験を通して、「礼と節」を徳育し、社会人への人間形成の一助とする機会を提供	中学・高校生	2	37名
全日本モデルパワーボート連盟によるラジコンボート競技大会	同好者、一般市民	6	361名
日本ソーラー・人力ボート協会による全日本選手権大会	同好者	1	185名

### (3) 施設の開放状況について

- ① マリンスポーツフェスタの開催と並行して、碧南市内の中学生を対象にボランティア講座を開講し、参加した児童福祉施設等の招待者に対し、講座の実践活動を行わせた。
- ② 地域行事としての碧南市観光協会主催「花しょうぶまつり」の碧南油ヶ淵学童写生大会ならびに碧南油ヶ淵釣大会に協賛、また地元の応仁寺蓮如忌にも協力した。
- ③ 「凧作り教室と餅つき大会」を開催し、招待した「西端保育園」の園児および周辺地域の親子66名が参加した。保存会の専門講師による凧の作り方等の講義の後、親子による日本財団のロゴマークや自作のぬり絵を凧にし、「凧揚げ」大会を行った。その後、子供たちによる餅つきを行った。
- ④ 本会が使用している特定水域周辺は、愛知県の油ヶ淵水辺公園化の推進がなされており、その公園は清流のある親水公園とするために水質浄化運動が活発に行われており、今後より一層の啓発をすすめるため、NPO法人 アカルプロジェクト葦船学校協力の下、「葦」の水質浄化効能を講義し、更なる意識向上を図った。また、緊急時への対処としてAED（自動体外式除細動器）の使用方法を実地体験も交えながら指導した。
- ⑤ アマチュアボートレース競技（K400クラス）の健全な発展および公正かつ円滑な競技運営を図ることを目的とした指導者講習会に対し、本会施設を開放したほか東海地区の競技会に対する指導等にも協力した。

## VI. 海事思想普及や地域振興に資する施設の設置・運営に関する事業

### 【定款第4条第1項第6号】

#### 一、海事思想の普及宣伝及び地域振興に資する施設の設置・運営に関する事業について

勤労青少年水上スポーツセンターの各種施設（プール、宿泊施設、体育館、会議室）を青少年の豊かな人間性の涵養および近隣住民の健康増進、地域振興のため、学校の部活動や少年スポーツ団や地域住民、地方公共団体や企業に開放した。なお利用状況は以下のとおりである。

#### (1) 宿泊施設の利用について

宿泊施設の利用状況については、主に各種スポーツ合宿、幼児の英会話教室や体育教室のほか、地域住民の親睦会、地方公共団体および企業の研修や各種サークル活動に延べ8,084名の利用があり、青少年の豊かな人間性の涵養や地域振興に寄与した。

#### (2) 体育施設の利用について

体育施設の利用状況については、温水プールの利用が主であり、個人利用をはじめ、碧南市スポーツ課主催の婦人水泳教室や岡崎竜城スイミングクラブ、西端スイミングクラブ、中学、大学の水泳部、日本水中スポーツ連盟所属のチーム、ライフセービングクラブ等による延べ66,524名の利用があり、地域住民の健康増進や地域振興に寄与した。

また、多目的ホールにおいては毎週、社交ダンスと空手教室といったサークル活動のみならず、フォークリフトの講習会をはじめとした企業の研修や講習会に利用された。

## VII. 社会貢献活動事業

### 【定款第4条第1項第7号】

#### 一、社会貢献活動について

慈善活動を行うプロスポーツ選手の団体として、直接的または間接的に社会貢献活動を行い、関係団体との協調を図りつつ、広く公衆の利益に資する活動を行うことを目的に以下のとおり実施した。

##### (1) 東日本大震災被災地支援について

###### ①宮城県石巻市狐崎浜における支援活動

平成23年3月11日に発生し、未曾有の被害を被った東日本大震災における被災地支援として、本会では迅速に会員が一致結束し、公益財団法人日本財団を通じて支援金を送った。

この他、本年度は新たに長期的に継続して支援を行うため、被災地の状況を調査した結果、地震による津波の影響で牡蠣の養殖棚が流されるなど甚大なる被害を受けた宮城県石巻市狐崎浜の復興、発展に向けた活動を行うこととし、8～12月に計7回常勤役員3名の他、延べ26名の会員が養殖の準備や作業等のボランティアを行った。

なお、1～3月は、積雪や路面凍結等による安全面を考慮し活動を中止した。

###### ②会員の支援活動について

①に記載した支援活動の他、各会員が各地にて行ったチャリティーオークションの収益金、チャリティーイベントでの募金、街頭募金活動や獲得賞金の一部を支援金として寄付したほか、自主的に被災地でのボランティア活動に参加した。

###### ③スポーツ振興事業への協賛について

被災地児童を対象に実施された、宮城県塩竈市出身の元オリンピック選手主催による「復興支援スキー教室」へ協賛金を寄贈した。

##### (2) ハンセン病制圧事業への支援について

ハンセン病とは、元々日本では「らい病」と呼ばれ、伝染力は非常に低く、また感染し発症したとしても適切な治療を行えば治癒が可能であり、重篤な後遺症を残すこともない病気であるにも関わらず、その外貌により、古くから患者やその家族が差別・偏見の対象となった病気である。

このハンセン病制圧事業への支援は、ボートレース業界が一丸となって取り組んでおり、本年度は、地域の催事に出店した際の収益金やチャリティーイベントでの募金、SG競走・全国発売GI競走開催中に実施したハンセン病制圧ボートレースチャリティーオークションでの収益金の他、遊技機や携帯ゲーム機における選手の肖像利用にかかる肖像管理料の計2,400万円余を、公益財団法人笹川記念保健協力財団が管理する「ハンセン病制圧ボートレースチャリティー基金」へ寄付した。

上記2,400万円を含めた同基金3,000万円の使途は、本会、公益財団法人日本財団、公益財団法人笹川記念保健協力財団、株式会社日本レジャーチャンネルの4団体にて構成された「ハンセン病制圧ボートレースチャリティー基金委員会」(2年に1回開催)にて協議され、本年度は第6回委員会にて、海外でのハンセン病回復者の家屋修繕支援や経済的自立支援に拠出することとなった。

##### (3) 地域への社会貢献活動について

毎年多くの会員が実施している地域への社会貢献活動については、本年度も各地区の会員が社会福祉施設等への慰問や地域の催事スタッフとしてのボランティア参加、獲得賞金の一部を各地の社会福祉協議会等への寄付を行うなど、地域福祉の向上や地域振興に努めた。

(4) 職業紹介をはじめとした各種講話について

豊かな人格形成の醸成や先輩プロアスリートとしての心構えを教授することを目的に、会員が地元の小中学校や他団体が実施するプロジェクト、選手養成訓練に講師として赴き、職業紹介や実体験を踏まえた講話を行った。

VIII. 機関誌の発行に関する事業

【定款第4条第1項第8号】

一、機関誌の発行について

本会の事業活動等を会員および関係各所に対し、広く告知することを目的とした機関誌「モーターボート選手新聞」を本年度は第351号から第358号までの計8回発行した。

IX. その他本会の目的を達成するために必要な事業

【定款第4条第1項第9号】

一、公益社団法人移行に関する事項について

(1) 公益法人調査室について

本会では前年度に引き続き公益法人調査室による認定申請準備を行い、8月11日に電子申請をした。

その後、申請内容に関する質問事項への回答、書類の修正、追加提出等を経て、平成25年3月22日、内閣府より公益社団法人としての認定を受けた（移行登記は4月1日付にて完了）。

公益社団法人定款案や諸規程の変更など、申請前後に必要な機関決定は、後述に記載した「三、会議について」のとおりである。また、公益法人調査室全体会議の概要は以下のとおりである。

第7回公益法人調査室全体会議（H24. 7. 2 於：虎ノ門「第一天徳ビル」会議室）

議事概要としては以下のとおり

- (1) 第6回公益法人調査室全体会議議事録の確認について
- (2) 第104回通常総会において承認を得た定款および諸規程（案）ならびに公益社団法人への移行認定申請時期について報告
- (3) 事業の総括について、一部事業を収益事業等として区別した別紙2および事業体系図（案）について報告
- (4) 事業区分について、収益事業等を区別した別紙3（案）について報告

第8回公益法人調査室全体会議（H24. 7. 26 於：東京「本会」会議室）

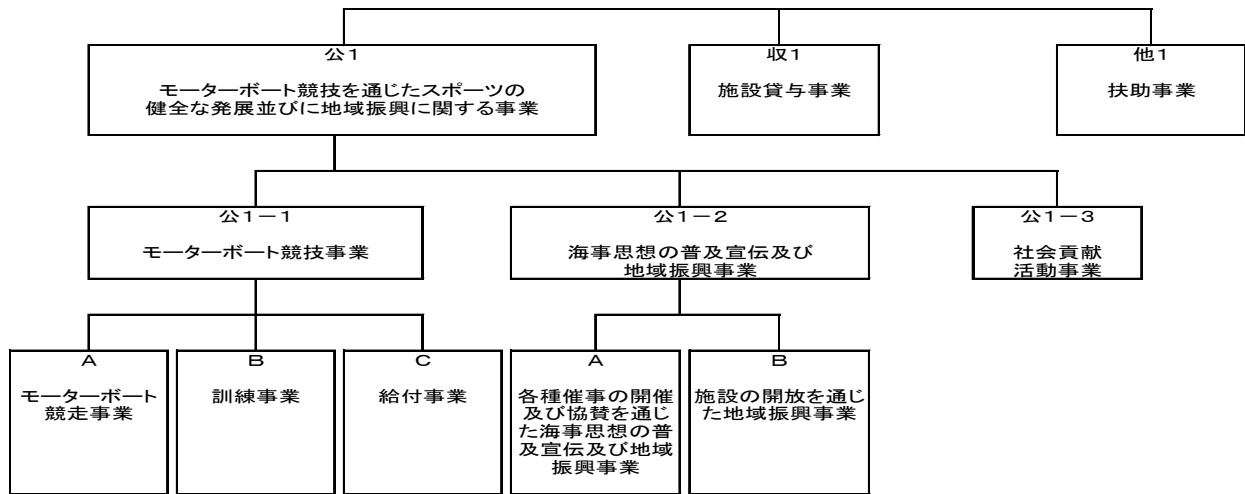
議事概要としては以下のとおり

- (1) 第7回公益法人調査室全体会議議事録の確認について
- (2) 申請書類等について、番号ズレや字句の修正、事業概要について報告

以上をもって全体会議は終了となった。

なお、本会の事業体系図ならびに公益事業の概要である「別紙2 2. (1) 公益目的事業について」は以下のとおりである。

## 公益社団法人 日本モーターボート選手会 事業体系図



### 別紙2 2. 個別事業の内容について

#### (1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	モーターボート競技を通じたスポーツの健全な発展並びに地域振興に関する事業	96.5%

#### [1] 事業の概要について (注1)

##### <法人の概要>

本会は「日本モーターボート選手会」と称し、全てのモーターボート選手約1,550名によって組織する法人である。

モーターボート競走は、昭和26年6月に「モーターボート競走法」が公布され、同法第1条（モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。）の目的を達するため、昭和27年4月に大村競走場にて初開催が実施された以降、余暇を楽しむ娯楽として約60年が経過し幾多の名勝負が展開され、多くの観衆を魅了し、現在では全国24の競走場で年間約50,000レースが行われている。

その収益金の内平成22年度末までに、海難事故防止、船舶に関連する事業への振興として、同法第25条に定められた船舶等振興機関である公益財団法人日本財団へ約1兆9000億円が交付され、また、各施行者（107地方自治体）の一般会計への繰出しは約3兆8000億円にのぼり、各自治体の教育費、公営住宅費、土木費、消防費、保険衛生費、民生費等といった広く国民の利益にかなう公共事業への貴重な財源となっており、公営競技における法目的たる地方財政の改善にも寄与している。

本会はモーターボート競走の中核的職種たるモーターボート選手の職能団体として、昭和28年12月に前身である「全日本モーターボート選手会連合会」として大阪府に設けた後、選手会の運営の健全化と団体としての法的裏付けとして、公益法人の認可を受け活動すべきだという機運が高まり、昭和32年11月に「全国モーターボート選手会連合会」と名称を変え、選手間の相互扶助として選手賞金の一部をそれぞれ積み立てる共済制度の確立といった施策を実行し、昭和35年10月に運輸省（現在の国土交通省）から社団法人としての認可を受け「社団法人日本モーターボート選手会」として設立し現在に至っている。

これらの実績を達成してきたのは、競走関係者の絶え間ない努力の結晶であり、その中心は、常に危険と隣り合

わせの状況にありながらも、観衆を魅了する競走を展開し続けてきた選手であることは紛れも無い事実である。

また、各施行者からも現下の厳しい経済情勢、財政事情における貴重な財源として、モーターボート競走（以下、本競技という。）への期待は益々高まってきており、行政サービスの一層の充実に向けて本競技の社会的役割は増大している中、本会もその期待に応えるべく積極的に広く国民の利益にかなう活動を展開していく所存である。

さて、本会の事業は定款第4条において9項目を掲げているが、これらを3種に大別する。

第1はモーターボート競技事業である。これは、モーターボート競走法の法目的を達するため、本競技に必要と考えられる航走機材、防護具等の研究改善、選手の各種事故防止についての重要事項の指導、調査研究を通じて、競走の公正かつ安全な実施に資すること（A. モーターボート競走事業）や本競技をより魅力的なものとするために実施する選手登録後の訓練環境整備（B. 訓練事業）及び競技として成立するために必要不可欠な選手セーフティネットの構築（C. 給付事業）を目的としている。

なお、A. モーターボート競走事業の主な財源については、選手からの会費をもって充てている。

また、選手登録後の組織的かつ体系的な選手登録後の訓練環境の一環として行うB. 訓練事業については、選手の競走技術の向上のみならず人格及び品性の陶冶を目的としており、これらは個々人の努力だけで習得することには限界があり、組織的かつ体系的な選手登録後の訓練環境の整備は、競走の公正かつ安全な実施には必要不可欠なものである。

なお、訓練事業の主な財源は一般財団法人日本モーターボート競走会（以下、競走会という。）からの助成金及び訓練参加者による訓練納付金をもって充てている。

この他、競技として成立するために必要不可欠であり、本会の最重要事業であるC. 給付事業については、本競技の主役たる選手の福利厚生増進及び相互救済を目的に、業務上における死亡事故や負傷に対するセーフティネットとして、遺族や療養中若しくは障害の残った選手の生活の安定を確保している。

選手として活躍する以上、常に不慮の事故での負傷により収入源を絶たれるリスクはもちろんのこと、それにより引退を余儀なくされるリスクも内包しており、これらへの万全なセーフティネットの構築がなされなければ、競技として成立せずスポーツの振興や地方財政への貢献も成立しない。

こういった状況において給付事業は、プロスポーツ選手として、後顧の憂い無く己の最大の能力を発揮し観衆の期待に応える競走を展開するため、死亡事故や負傷に対するセーフティネットはもちろんのこと、引退後の安定した生活設計が構築できるセーフティネット。これらが一体となって適切に運営されることにより、選手は安心して競走に臨め、また、家族も競走に送り出すことが可能となる。

なお、給付事業の一部は、平成17年5月に改正された保険業法の対象となっており、今後は、特定保険業者の認可を受け運営する。また、主な財源は各施行者からの助成金及び選手が拠出する共済納付金をもって充てている。

以上の通り、モーターボート競技事業は、競技として成立するために必要不可欠なものであり、これらが一体となって適切に運営されることで競走の公正かつ安全な実施へとつながり、広く国民の利益にかなうこととなる。

第2は海事思想の普及宣伝及び地域振興事業である。これは、常設訓練所の諸施設を勤労青少年水上スポーツセンターとして、体力向上、地域振興の場を低廉な価格で広く一般に開放している。また、青少年の健全な育成、海事思想の普及を目的に催事を行うことにより地域活性化に努めることを目的とする事業でもある。

なお、本事業の主な財源は公益財団法人日本財団からの助成金及び施設利用料収入をもって充てている。

第3は社会貢献活動事業である。これは、慈善活動を行うプロスポーツ選手の団体として、社会的弱者の救済や差別の根絶について、広く国民の利益に資する活動に関係者と連携して積極的に行っていくことを目的とする事業である。

なお、本事業の主な財源は選手からの会費等をもって充てている。

本会の公益事業は前述の通り、モーターボート競技事業、海事思想の普及宣伝及び地域振興事業、社会貢献活動

事業に大別されるが、全ての活動が相互補完的に機能しなければ、事業の目的である「モーターボート競走を通じたスポーツ振興等」を達成することが困難であることから、相互関連する事業として一つにまとめたものである。

また、本会には、モーターボート競走法第33条第2号に定められた、競走実施機関である競走会が実施する選手資格検定試験（公正かつ安全に本競技を行うに適するかを身体・適正・人物・実技の面において、同法第34条第1項の競走業務実施規則の定めに基づき実施される試験）を合格したモーターボート選手全員が入会している。なお、選手募集は年2回行われ、直近の第110期については、ほぼ応募者平均である1,592名の応募があり、34名が選手養成機関である「やまと学校」へ合格し、1年間の養成期間を経て選手登録された者が30名であった。

#### （公1-1）モーターボート競技事業

モーターボート競技事業（以下、競技事業という。）は、大別するとA. モーターボート競走事業、B. 訓練事業、C. 給付事業に分けられる。

本競技は公営競技の1つであり、モーターボート競走を通じたスポーツ振興等を達するため、1レース6名が競走水面上で競技を行い、一斉にピットと呼ばれる係留場を飛び出した後、一定時間内にスタートラインを通過し、水面に浮かぶ2つのターンマーク（直線距離300メートル）を水上の交通ルールに従い、反時計回りで3周してその入着順位を競う競技である。

他の公営競技と大きく異なる点がスタート方法であり、他の競技は定点で停止し、再スタートが可能なスタンディングスタート方式を採用しているのに対し、クラッチやブレーキが無く、エンジン始動中には常に動力がボートに伝わっている状態にあり、自然状況も手伝って、水面上にボートを停止させることが不可能である本競技では、ヨット競技と同様、前述のとおり一定の時間内にスタートラインを通過するフライングスタート方式を採用している。

なお、本競技の特徴としては、創成期から男女同条件で競走が行われている点である。これは他のプロスポーツには見られない特徴であり、現在、女子選手が約170名と選手全体の約1割強となっている。選手は性別による体格の違いから最低体重制限に3キロ差を設けている以外、全て同一条件で競走が行われ、その多くは男女混合によって実施されている中、女子選手は男子選手としてのぎを削りつつ、後述のSG競走の優勝戦への出場やG1競走を優勝するなど女子選手も華々しい活躍を遂げている。また、選手は半年間の競走成績により、最上位からA1級、A2級、B1級、B2級と格付けされ、その格付けに応じて競走参加日数が異なる。デビュー時は最下層であるB2級としてデビューするが、それ以降は競走成績によってのみで選手の格付けがなされており、己の実力のみで優勝劣敗が争われている。

さて、本競技の競走は、SG競走と呼ばれる競走が8個あり、以下G1競走、G2競走、G3競走、一般競走と構成され、全てが年末に行われる「賞金王決定戦競走」を頂点に1年間を賞金王に向けてのストーリー性を持たせた競走体系となっている。

SG競走には、年間優勝回数上位者によって争われる「内閣総理大臣杯争奪鳳凰賞競走（総理杯）」、ファン投票上位者によって争われる「笹川賞競走（笹川賞）」、SG競走で活躍した選手によって争われる「グランドチャンピオン決定戦競走（GC）」、後述のG1競走で活躍した選手によって争われる「海の日記念オーシャンカップ競走（OC）」、各競走場から推薦された選手によって争われる「総務大臣杯争奪モーターボート記念競走（MB記念）」、競走成績勝率上位者によって争われる「国土交通大臣旗争奪全日本選手権競走（ダービー）」、年間獲得賞金上位者によって争われ、後述の賞金王決定戦競走出場のラストチャンスに位置づけられている「チャレンジカップ競走（CC）」、1年間のSG競走の集大成であり、年間獲得賞金上位12名で行われる「賞金王決定戦競走（賞金王）」があり、優勝者の賞金は、賞金王が1億円、総理杯・笹川賞・MB記念・ダービーが3,500万円、GC・OC・CCが2,500万円と全国から技量人格共に優れた最上位レベルの選手が集まり、その技を競い、本場来場者や



テレビ中継等を通じ、全国各地で多くの観衆の注目を集める競走に相応しい賞金額となっている。

G1競走には、年に1回行われる各競走場の開設記念競走の他、熟練した選手による技の競演たる「名人戦競走」、女子選手の頂点を決める「女子王座決定戦競走」「賞金女王決定戦競走」、若手選手の登竜門たる「新鋭王座決定戦競走」等があり、SG競走に次ぐ上位グレード競走として各地で開催されている。

G2競走には、結核予防会総裁を務めていた秩父宮妃勢津子様から記念杯を下賜された事に端を発し、結核予防事業協賛競走として開催される「秩父宮妃記念杯競走」、本競技発祥を祝した「モーターボート誕生祭」等が開催されている。

G3競走には、前述の女子王座や新鋭王座の出場権を争う「女子リーグ戦競走」「新鋭リーグ戦競走」等が開催されている。

また、結核予防事業協賛競走である「秩父宮妃記念杯競走」をはじめ、「女子リーグ戦競走」の中にはピンクリボン運動(乳がんへの正しい知識を広めると共に早期検診を推進することなどを目的に行われている世界的な啓発活動)協賛競走として開催され、収益金の一部がそれら事業の事業費に充てられているほか、競走場の中には、グリーン・エネルギーの導入を促進することを目的とした「グリーン・エネルギー・パートナーシップ」に参加し、環境問題とあまりなじみのない本競技においても、選手や観衆、関係者が一体となって実践できる環境貢献活動を通じた環境配慮型競走として開催されるなど、環境問題への取り組みを積極的に行っている競走場もある。

以上のように本競技は賞金王決定戦を1年の集大成としており、選手はその競走へ参加することを目標に各地で熱戦を展開し観衆を魅了している。

賞金王決定戦競走の優勝賞金が1億円というのはややもすれば高額であるかの印象を受けるかもしれないが、優勝者はその年においてただ一人であり、選手はプロの野球選手等と異なり契約金は無く年俸契約でもないため、参加した競走の賞金を己の実力で獲得することで自らの生計を立てている。

確かに選手生命はプロスポーツ選手としては息の長い競技ではある。しかしながら、前述の通り年俸契約ではないため、負傷等により競走に参加できない場合には収入源が途絶えてしまうこととなる。

また、賞金王決定戦競走は1年の集大成として本競技の最高峰のレースとして位置づけられており、全ての選手がこの競走に出場することを目標に、競走参加時以外にも己の技量向上に努め、各地で日々熱戦が繰り広げられ観衆を魅了していることや、最高峰の競走を観戦した観衆がその高い技術や優勝者へ送られる賞金額や黄金製のヘルメットに憧れ、選手としての道を歩むきっかけとなるなど、職業としてモーターボート選手を選ぶ一つの要因にもなっており決して高額であるとはいえない。

以上のように、本競技を公正かつ安全な実施に資する目的で、本会が実施するモーターボート競技事業は、下記の通りである。

## A. モーターボート競走事業

モーターボート競走事業は、魅力ある競技の展開及び本競技の公正かつ安全な実施に資するため、関係団体と連携しつつ選手相互の事故防止、負傷事故防止の観点から、下記の事業を行っている。

### 1) 事故防止対策委員会

本委員会は定款に定める特別委員会として組織し、競走の主役たる選手の事故防止について重要事項を指導調査研究すると共に、選手に対する制裁等について会長の諮問に応じている。

具体的には、礼と節を尊び、プロスポーツ選手として競技を公正、安全、円滑に行う中、正々堂々と互いの技術を争うために最低限守らなければならないルール、「他者を省みず自分本位の競走は行わない。他の選手に怪我を負わせるような競走は行わない。選手間の信頼を損なう競走は行わない。」といった選手間の暗黙の約束事である「選手道」という視点から、競技規程において律することが困難な事象であっても、実際に競走を行っている選手

だからこそ指摘可能な危険な航法について、選手間での事故防止という観点からの航走指導、競走会にて開かれる褒賞懲戒審議会にて審議された公人としてあるまじき行為や競技規程違反等に対する懲戒、出場選手代表報告や現地の競走場、新聞報道等をはじめとした選手の競走参加内外での善行に対する褒賞、後述の技術研究専門委員会や競走会のボート・モーター等改善研究委員会と連携し各種防護具の研究開発及び試作品の実験等、選手の事故防止について指導及び研究開発にあっている。

以上のことから、本委員会は諮問内容によっては除名や退会一時金の給付制限、競走参加の自粛欠場を勧告するなど答申することも辞さず、善行には褒賞を授与するという信賞必罰という姿勢で指導を行っており、関係者から公正かつ安全な競走運営実現の一助として高く評価され、観衆を魅了する激しい競走の中において「選手道」という秩序をもたらすものとして、選手は安心して己の最大の能力が発揮でき、関係者には公正安全な競走運営ができる環境づくりとして関係各位と連携して活動を行っている。

#### [平成23年度事業実績及び財源]

懲戒については、人身事故を誘発する危険な航法を行った選手に対し、本会へ招致し執行部より直接厳重注意及び指導をはじめ、今後競走参加にあたっては人身事故に繋がる危険な航法を慎むよう反省を求め、私生活での交通違反により選手の対面を汚す行為を行った者及びモーター管理上の不注意による整備規程違反者へは、当該選手所属支部長からの注意及び指導を要請し、公人として、自身の不用意な行動が業界全体に悪影響を及ぼすことへの自覚を促した。

善行については、私生活において善行を行った選手及び積極的に公正かつ安全な競走運営の進行に寄与した選手に対し、記念品を贈呈し、競走中の事故により負傷した選手を救助した選手に対し、他の範を示す行為としてこれを称え、表彰の上、記念品を贈呈した。

各種防護具については、更なる性能及び安全性の向上を図った選手持ちの乗艇着、乗艇用シューズの研究開発をメーカーに要請し、また、一定期間での防護具の定期交換を実施した。

選手の事故防止について、各競走において出場選手代表を定め、選手及び競走実施実務者と連携し魅力ある競技の展開及び円滑な競走運営を図り、競走運営に関する問題点を調査するほか、事故を誘発する危険な航法については、本委員会への報告のみならず、選手間での事故防止の観点から、その場でも航法指導等がなされている。

なお、本委員会は本会会費（参加賞が支給された日、1日あたり1,500円）を財源とし運営している。

## 2) 技術研究専門委員会

本委員会は、本会の専門委員会として本競技に使用するボート・モーターを始めとする航走機材、防護具、水上施設等に関し、選手としての視点から研究改善を図り、航走事故の防止、公正安全な競走の実施に資することを目的に、前述の事故防止対策委員会や競走会のボート・モーター等改善研究委員会ともそれぞれ連携し、全ての航走機材・防護具や競走制度の変更、競走条件変更の研究改善に携わり、その結果が競走会の技術連絡会議に諮られ、実用化の運びとなっている。

具体的には、安全対策面では反時計回りで行われる競技であるが故に旋回時の接触による負傷は左半身に多く見受けられており、負傷事故の重篤化の防止を図るため、ボート側からの安全対策として「スロットルレバー防護具」を発案・実用化や水上施設面では「緩衝器材付消波装置」を本会常設訓練所に試験設置し各種訓練においてその有効性を指摘し、全競走場が導入する先鞭をつけた。

また、各種防護具（小手、シューズ、乗艇用ズボン等）についても、高速回転しているプロペラによる切創事故を防止するため、耐切創性に優れたアラミド繊維を採用し、負傷事故の重篤化を防ぎつつその耐久性や着用感などを検証の上実用化するなど現在のモーターボート競走を支える全ての航走機材の開発・改良について多くの実績をあげている。

この他、選手の整備技術の向上を目的に、それまでモーターの一部品として捉えられていたプロペラを、モーターオーナー持ちプロペラ制度から選手持ちプロペラ制度への導入をはじめとした各種制度変更や新規ファン層の拡大を目的としたナイター競走への実験やスタート事故防止の観点による水上施設変更といった競走条件変更などへの各種航走実験へも積極的に協力し、多くの観衆が楽しめる環境づくりと公正かつ安全な競走の実現の両立に向けて関係者と連携して活動を行っている。

#### [平成23年度事業実績及び財源]

事故防止対策委員会との合同委員会を開催し、平成24年4月より実施される新プロペラ制度の概要及び指導事項について意見交換すると共に、魅力ある競技の展開に向けて、競走会が行った各種航走実験へ積極的に協力した。

なお、本委員会は本会会費（参加賞が支給された日、1日あたり1,500円）を財源とし運営している。

### B. 訓練事業

訓練事業は、選手の人格及び品性の陶冶並びに技能の修練を目的に1) 特別訓練、2) 自主訓練を実施し、人格及び技量優秀な選手を育成することにより、公正安全な競走の実施に資することを目的としている。

なお、訓練事業をより実践的なものとするため、訓練用発走信号時計については年に4回、国土交通省中部運輸局の法定精度検査を受けその精度維持に努め、ボート・モーター等については、登録有効期間を経過した実走に供していたものを浜名湖競艇企業団、株式会社スミノエマリンシステムより払い下げを受け、本事業に利用している。

#### 1) 特別訓練

当該事業は、公人としての人格及び品性を高め、真に価値ある選手を育むことを目的に実施した「会員特別教養訓練」に端を発する事業である。

今日では主に経験の浅い新人選手に対し、礼と節を尊び己の技を磨く目的で、新規に選手登録された者へ「新入会選手特別研修会」を、新規登録後半年以上2年未満の者へ「新人再訓練」をそれぞれ実施している。

新入会選手特別研修会は年2回、1回につき4日間の日程で実際の競走参加を想定した管理の下、常設訓練所指導員（以下、指導員という。）や先輩選手からの航法指導をはじめとした競技技能の習得及び指導員や競走会職員からのプロ意識の高揚等の講話で構成され、社会人としての人格、品性の陶冶、プロ選手としての心構え及び初出走に向けた諸準備を教授している。

また、新人再訓練は年4回、1回につき4日間の日程で実際の競走に即した管理の下、指導員や先輩選手からの航法指導、各種整備指導をはじめとした競技技能の習得及び指導員や競走会職員からの講話で構成され、公人としての自覚、プロ選手としての技能習得のみならず、社会人としての教養を教授している。

#### 2) 自主訓練

本競技は、前述のとおり公営競技では独自のフライングスタート方式を採用しており、スタート事故を起こした者は、その競走を当初より欠場したものとみなし、その者を含む勝舟投票券は、購入者に対し額面価額にて返還している。

スタート事故は、年間に約1,500件程度発生し、1つの競走での過去最高返還額は平成14年に約25億円、年間での返還額は平均して約150億円にもものぼる。故に、スタート事故は、主催者である施行者からは返還による収益の減少、また、観衆からも返還事故発生による確定票数の変動により生じる払戻金の減少のみならず、競走に参加する艇の減少による興趣を殺ぐ事象として双方にとって得るものは何も無く、また、スタート事故を起こした選手自身も、自主的に一定期間の出場あつせんを辞退することから、選手にとっても得るものは何もない。

よって当該事業は、スタート事故を起こした選手に対し、正常なスタート技能を習熟させ、スタート事故防止に

貢献することに資し、もって観衆の興趣を駆り立てる競走を提供することを目的に行われ、昭和30年代よりスタート事故防止のため各支部単位で臨時訓練を実施する一方、本会の社団法人化に前後し、各支部への訓練用モーター配備計画の承認及び常設訓練所建設計画が立案された。

その後昭和38年に本会・自主訓練規程及び当時の全国モーターボート競走会連合会（現在の競走会。以下、連合会という。）スタートテスト実施要領によりスタート事故者に対し訓練を義務付け、同42年にスタート事故者に関する規制措置としてスタート事故回数に応じた自主的な出場あっせん辞退や訓練納付金を納める旨自主訓練規程に盛り込まれた。

また、昭和45年には愛知県碧南市に常設訓練所を設置し、同所での自主訓練が行われるようになり、同54年9月からは自主訓練時のスタートテストが、連合会から選手会へ業務移管され、その結果を報告する方式に改められ今日に至っている。

なお、自主訓練は年間18回行われ、1回につき3日間の日程でスタート実技を主とし、必要に応じてモーター整備及び関係諸法規の学習並びにメンタルトレーニングを行っている。その後、訓練最終日には1訓練期間にスタート練習を30回以上行った者を対象に、訓練の成果を確認するためスタートテストを実施し、単独艇又は複数艇でのスタートにより連続5回、正発走時から1.0秒以内にスタートした者を合格としている。

なお、選手の自主的な練習希望に対しても、積極的に訓練施設を開放し、選手の技量向上に役立てている。

#### [平成23年度事業実績及び財源]

新入会選手特別研修会については、今年度新たに選手登録された、第108期18名及び第109期29名に対しそれぞれ1回、4日間実施され、新人再訓練については第105期から第108期までの計99名に対しそれぞれ1回、4日間実施された。これらは、競走会からの助成金を財源とし実施している。

また、自主訓練については、「自主訓練規程」に定める訓練対象者計303名に対し、年間18回、54日間実施され、自主訓練は、訓練参加者からの訓練納付金及び競走会からの助成金を財源とし実施している。

なお、練習希望による訓練所利用については134名の選手が、己の技量向上のために本施設を利用し、利用者本人からの実費相当額負担によって実施している。

#### C. 給付事業

給付事業は、前述の「モーターボート競走法」第1条にある法目的を達するために必要な選手のセーフティネットとして、昭和28年に当時の連合会が登録選手災害補償規程によりなされた選手の補償業務に端を発し、昭和36年からは本会へとその業務が承継されたのを機に会員共済規程を制定して運営している事業であり、その後改正された「モーターボート競走法」第62条（国土交通大臣は、選手の福利厚生を増進を図り、競走の公正及び安全の確保に資するため、施行者又は競走実施機関に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し必要な助言又は勧告をすることができる。）にもある選手の福利厚生を増進、運営者と選手との相互救済をその目的とし、各施行者からの助成を受け運営している事業である。

本競技は、競走水面を時速80kmを超える猛スピードで疾走し、しばしば「水上の格闘技」と形容されるほどの熾烈なレースを連日各地で展開し、本場来場者やテレビ中継等を通じて多くのファンを魅了し続けているが、これまでに残念ながら32名の尊い命が競走参加中に奪われ、また、年間では約650件の負傷事故が発生し、療養期間11日以上を負傷が約120件、その内、同30日以上の中傷事故が約50件発生している。

選手は競技中には防護具を着用しているとはいえ、生身の体で競技を行っている以上、事故を完全に防ぐことは残念ながら不可能である。そのため、競技として成立するためには、これらの事故に対する補償が必要であり、これが十分に行われなければ選手は安心して競走に臨むことが出来ない。

また、家族にとっても死亡事故による遺族に対する補償や子弟に対する奨学金制度、負傷による療養費の補償や

休業補償、傷害補償といった不慮の事故への万全な補償及び引退後の余生が安心できる退会一時金及び慰労給付年金等をはじめとした各種給付制度が確立されなければ、安心して競走に送り出すことが出来ない。

無論、防護具に関しては、前述のモーターボート競走に関する事業において、少しでも負傷事故の重篤化を軽減するよう、関係団体と連携し随時改良はなされているが、競走の公正かつ安全な実施に向けては、給付事業が選手のセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠である。

また、給付事業は、民間の保険業者の業務と一部業務が重なる事業ではあるが、まず、給付事業を包括して委託することが不可能であったこと。また、委託可能な事業についても、保険業者として提供可能な商品は業務外における負傷も給付の対象となっており、各施行者から助成を受け、業務上による事故等に限定し運営している給付事業とでは、その性格に著しい乖離があり、業務外における負傷又は疾病をも対象としている商品の保険料の原資として助成金を使用することは、支出する各施行者への理解を得ることが出来ない。

こういった条件面での差異を考慮に入れた上で、外部へ委託した場合と本会が事業として運営した場合との比較を行ったが、まず、費用面では委託した場合が保険料として最低でも年間約5億円から8億円必要であり、その年の給付内容によっては翌年以降更なる保険料が加算される可能性があるとの回答であったのに対し、本会が運営した場合の決算額が直近5カ年度の平均で約2億円であったこと。また、補償面においても、委託した場合は、給付事業と比較して、補償内容が大きく劣っており、給付事業と遜色ない給付を行う場合、官庁への届出や開発費用を考慮すると商品として提供することができないとの回答であった。

かかる状況を勘案した結果、継続して本会の事業として運営しなければ、競技として成立せず、モーターボート競走を通じたスポーツ等への振興や地方財政への貢献が出来なくなるとの結論に至った。

なお、給付事業については、各施行者からの助成金及び会員からの納付金を原資とし、一定の事故等が発生した場合、確実な契約履行が求められる事業であるため、事業の健全かつ適切な運営を行い、契約者たる会員の保護が重要であることから、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」に即した特定保険業者として国土交通省から認可を受ける予定であり、これによってa. 特定保険業等と他の業務との区分経理、b. 財務状況等の開示、c. 責任準備金の積立、d. 保険数理人の関与が法的に要請されており、これらを通じて本事業の財政状態及び事業内容を広く開示していく予定である。

また、給付事業の予算・決算等の運営状況については、施行者委員及び本会委員にて構成される「選手共済事業運営委員会」を毎年2回以上開催し、予算及び決算、財政状態について説明し、承認を得て運営している。

### 1) 遺族給付

遺族給付は、熾烈な競走の中、不慮の事故により生活の糧を絶たれた遺族に対するセーフティネットである。これによって家族は生活基盤が脅かされる心配をせずに競走へと送り出すことを可能にしている。

### 2) 療養給付

療養給付は、負傷により療養を余儀なくされた事象に対する治療費の実費賠償である。これによって選手は安心して競走に臨め、己の最大能力が発揮できる環境が整い、観衆を魅了する競走を提供することが出来る。

### 3) 休養給付

休養給付は、負傷により競走に参加できず、収入源を絶たれた選手及び選手の家族に対するセーフティネットであり、一定期間（180日）を定め、規程に基づき期間を定めて給付するものである。また、一定期間を超え、長期に療養する場合においても、期間を定めて給付するものである。これによって選手は安心して競走に臨め、また、家族は安心して競走へと送り出すことを可能にしている。

#### 4) 障害給付

障害給付は、業務上における負傷若しくは疾病が治癒した後においても障害が残った場合に、本会が委嘱した認定医による認定に基づいた障害等級に応じて障害一時金及び障害年金を支給している。これによって選手は安心して競走に臨め、己の最大の能力が発揮できる環境が整い、観衆を魅了する競走を提供することが出来る。

#### 5) 退会一時金

退会一時金は、選手が引退した後の生活基盤を支えるため、本会会員期間に応じた退会一時金を支給している。これによって選手は後顧の憂い無く競走に臨め、また、家族も安心して競走へと送り出すことを可能にしている。

ただし、公人としての体面を汚す行為等を行った場合は、退会一時金の全額又は一部の支給を制限しており、競走の公正かつ安全な実施への一助にもつながっている。

#### 6) 慰労給付年金

慰労給付年金は、昭和55年度に制度が発足し、長きに亘りモーターボート競走事業の発展を支えてきた功績に対し、選手引退後の生活基盤を支えるセーフティネットとして、本会会員期間に応じた慰労給付年金を支給し、また、会員期間が当該年金の加入期間に満たない場合は、その選手が拠出した掛金を脱退一時金として支給している。これによって選手は後顧の憂い無く競走に臨め、また、家族も安心して競走へと送り出すことを可能にしている。

ただし、公人としての体面を汚す行為等を行った場合は、慰労給付年金の受給資格を停止並びに支給開始後においても給付の停止又は打ち切りといった制限を課しており、退会一時金同様、競走の公正かつ安全な実施への一助にもつながっている。

#### 7) 慰労給付特別年金

慰労給付特別年金は、平成8年度に制度が発足し、選手引退後の生活基盤を支えるセーフティネットとして、15年間一定額の慰労給付特別年金を支給している。これによって選手は後顧の憂い無く競走に臨め、また、家族も安心して競走へと送り出すことを可能にしている。

なお、公人としての体面を汚す行為等を行った場合は、慰労給付年金と同様の制限を課しており、競走の公正かつ安全な実施への一助にもつながっている。

#### 8) 育英制度

育英制度は、昭和57年度に発足した選手の子弟に対するセーフティネットであり、選手が競走参加中の事故に起因し、死亡又は高度障害が残り引退した場合に、その子弟の就学の機会を確保することを目的として、学校教育法第1条及び同124条に定める学校（以下、各種学校という。）並びに児童福祉法第39条に定める保育所に在学する者に対し、教育費として育英金を、入学のために必要な経費として育英一時金をそれぞれ支給している。また、大学に在学する者で学生生活を送るための必要な生計費の貸与を希望する者に対しては、上限を定めて生活費を無利子で貸与している。これによって選手は後顧の憂い無く競走に臨め、家族も安心して競走へと送り出すことを可能にしている。

#### 9) 遺児福祉年金

遺児福祉年金は、昭和63年度に制度が発足し、選手が業務外における負傷又は疾病により死亡又は高度障害が残り引退した場合に、その子弟の就学の機会を確保することを目的として、各種学校に在学する者の教育費援助として遺児福祉年金を支給する。

[平成23年度事業実績及び財源]

- 1) 遺族給付…平成23年度は、死亡に至る重大な人身事故は発生せず、当該給付は行っていない。なお当該給付は、各施行者からの助成金を財源とし運営している。
- 2) 療養給付…平成23年度は、653件の事故が発生し、内、申請のあった350件に対し、合計約3,200万円を給付した。なお当該給付は、各施行者からの助成金を財源とし運営している。
- 3) 休養給付…平成23年度は、申請のあった285件に対し、合計約7,500万円を給付した。なお当該給付は、各施行者からの助成金を財源とし運営している。
- 4) 障害給付…平成23年度は、申請のあった10件に対し、障害一時金として合計約2,500万円を給付し、過年度より給付中の25件に対し、障害年金として合計約6,300万円を給付した。また、この内私傷病における障害年金3件については、規程改正に伴う一時金を支給して、給付を終了した。なお当該給付は、各施行者からの助成金を財源とし運営している。
- 5) 退会一時金…平成23年度は33名が選手生活に別れを告げ、合計約15億円を退会一時金として給付した。なお当該給付の財源は、賞金の一部である共済基金(8.5%)及び各施行者からの助成金を財源として運営しており、その積立額は、特定資産として区分されている退会一時金引当資産として区分経理している。  
なお、直近5年度(平成18~22年度)における平均退会者数は約42名、平均退会時年齢は53歳、平均在籍期間は約31年であった。
- 6) 慰労給付年金…制度発足後1,415名が受給資格を得、平成23年度末までに511名が給付期間を満了している。今年度は新たに35名が給付対象となり、支給対象879件に対し、合計約18億円を慰労給付年金として給付した。また、受給資格に満たなかった2件に対しては、本人積み立て掛金相当額の合計約320万円を脱退一時金として給付した。なお当該給付の財源は、選手時代に賞金の一部(2.5%)を積み立てた掛金及び退会時に拠出する受給者拠出金並びに各施行者からの助成金を財源として運営しており、その積立額は、特定資産として区分されている慰労給付年金引当資産として区分経理している。
- 7) 慰労給付特別年金…制度発足後692名が受給資格を得、今年度は新たに29名が給付対象となり、支給対象691件に対し、合計約7億円を慰労給付特別年金として給付した。また、当該年金を脱退した6件の内、上記慰労給付年金の受給資格に満たなかった2件に対しては、本人積み立て掛金相当額の合計約110万円を脱退一時金として給付した。なお当該給付の財源は、選手時代に賞金の一部(1.5%)を積み立てた掛金及び退会時に拠出する受給者特別拠出金を財源として運営しており、その積立額は、特定資産として区分されている慰労給付特別年金引当資産として区分経理している。
- 8) 育英制度…制度発足後10名の殉職者の遺児及び10名の高度障害により退会を余儀なくされた子弟、計35名を奨学生として採用し、今年度は6名に対し、合計約340万円を育英金として給付した。また、生活費の貸与については、制度発足以後、申請のあった9件に対し生活費の貸与を行い、既に返済を終えている。なお当該制度の財源は、当時の日本船舶振興会(現在の日本財団)より2億円の基金助成を受けその果実により運営しており、支給及び奨学生の採用にあたっては、本会、「日本財団」、「競走会」、「全国モーターボート競走施行者協議会」から構成される委員による「奨学生選考委員会」の選考を経て支給する。

9) 遺児福祉年金・制度発足後、業務外における負傷又は疾病により死亡もしくは障害により退会を余儀なくされた遺児及び子弟、計44名を奨学生として採用し、今年度は10名に対し、合計約320万円を遺児福祉年金として給付した。なお当該給付の財源は共済基金の一部によって運営しており、支給及び奨学生の採用にあたっては理事会の議決を経て支給する。

#### (公1-2) 海事思想の普及宣伝及び地域振興事業

海事思想の普及宣伝及び地域振興事業（以下、地域振興事業という。）は、前述の常設訓練所施設及び訓練水面であり愛知県唯一の天然湖沼である油ヶ淵を活用し、水上スポーツ等を通じて豊かな人間性の涵養及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的に各種催事や本会施設を開放している。

地域振興事業は大別すると、A. 各種催事の開催及び協賛を通じた海事思想の普及宣伝及び地域振興事業とB. 施設の開放を通じた地域振興事業に分けられる。

さて、本会施設は、前述の訓練事業に関する訓練施設として、昭和45年度に愛知県碧南市に竣工した後、選手の訓練施設として利用すると共に、海事思想（海に囲まれたわが国の特徴を鑑み、海洋と人類の共生に貢献すること）の普及、地域住民の健康増進、水上スポーツの体験の場を提供するために本会施設を、勤労青少年水上スポーツセンターとして無償若しくは低廉な価格で開放し、大学のサークル活動や少年スポーツ団の合宿の用途に多くの方々に利用されている。また、各種催事においても近隣住民をはじめ多くの方が来場しており、地域社会に根付いた事業として評価されている。

また、今後は中学生及び高校生に対し、社会人としての基礎的な人格形成として、ボートレース業界の道徳である「礼と節」を教授する場のボートレーサー養成体験学習会や、先の東日本大震災の被災者を招待し、地元碧南市の方々との交流や水上スポーツ体験会等を実施する予定である。

#### A. 各種催事の開催及び協賛を通じた海事思想の普及宣伝及び地域振興事業

当該事業は、国土交通省より認可された特定水域水面である本会訓練水面を活用し、水上スポーツを通じた青少年の健全な育成等を目的に様々な催事を開催している。また、水上スポーツの振興のため、各種水上スポーツの競技会や講習会に対しても積極的に協賛している事業であり、下記の催事を開催及び協賛している。

##### 1) マリンスポーツフェスタ in 碧南

海事思想の普及を目的に、マリンスポーツの素晴らしさと安全な楽しみ方を、児童福祉施設や授産施設等の方々に招待し実施している。

また、この催事には碧南市内の中学生をはじめ、多くの方々がボランティアスタッフとして活躍し、青少年の健全な育成や地域の活性化にも寄与している。

##### 2) マリンスポーツ交流会

豊かな人間性の涵養を目的に、碧南市内の中学生を対象に碧南市社会福祉協議会によるボランティア講座を開講し、その成果を児童福祉施設の児童たちとマリンスポーツ体験を通じて実践することで、社会奉仕の精神を育みつつ水に親しんでもらう。

##### 3) 地域住民のゴムボート大会

年3回、エンジン付ゴムボートで油ヶ淵を遊覧し、日常では見ることの出来ない水上からの景色を地域住民が楽しみつつ交流及び親睦の場を提供している。



#### 4) 社会貢献への歩み講座

愛知県による油ヶ淵水辺公園化事業の一環として、関係者や地域住民の方が緊急災難時に対処できる知識を提供し、特定非営利活動法人地球環境再生ネットワークの講演や水質浄化実験、油ヶ淵のボート遊覧を通じて水質浄化の重要性を啓発している。

#### 5) キッズスイミングスクール

碧南市内の泳げない小学3・4年生を対象とし、1期間30名にて、全7回の行程で25メートル及び着衣での10メートルの完泳を目標に水難事故防止と水に慣れてもらうことを目的に無料開講し、多くの受講生が目標を達成している。

#### 6) 海事思想の普及及び宣伝に関する活動

海に囲まれたわが国の特徴を鑑み、海洋との共生を目的に、各競走場ではペアボートやゴムボートの試乗会をはじめ、様々な親水イベントなどを行っており、これらに対してボートの操縦、防護具着用の手伝い等、選手が積極的に協力しており、ボートレースファンのみならず、一般の方々にも身近に水を楽しんでもらえるイベントとして参加者、関係者から好評を博している。

この他、親子のふれあい、創作の楽しさの体験、日本の伝統芸能の継承として、地域住民へペットボトルロケット教室、ラジコンボート教室、凧作り教室を開催している。

その他、協賛事業として次の競技大会等へ競技水面の提供を行っている。

#### 7) ラジコンボート競技大会

全日本モデルパワーボート連盟による競技大会。水上スポーツへの協賛事業として競技水面を提供し全日本選手権大会をはじめ年8回開催している。

#### 8) ソーラー&人力ボートレース大会

日本ソーラー・人力ボート協会の技術の高度化、ボートの高性能化を目指し、競技会等を通じ、これらの追求と共に、クリーンエネルギーの実用化や海事思想の普及という理念に賛同し、競走水面を提供しソーラー&人力ボートレース全日本選手権大会が行われている。

#### 9) アマチュアボートレース競技への協賛

モーターボート競技の健全な発展に寄与することを目的に、安全を第一とした競技運営や海洋スポーツイベントにおける救護体制の構築や迅速な救助を行うための運営体制、操縦技術の向上といった講習会が行われるほか、アマチュアボートレースの競技会へも協賛している。

### B. 施設の開放を通じた地域振興事業

当該事業は、勤労青少年水上スポーツセンターの各種施設（プール、宿泊施設、体育館、会議室）を青少年の豊かな人間性の涵養及び近隣住民の健康増進のため、学校の部活動や少年スポーツ団の合宿の場として無償若しくは低廉な価格で開放している。

#### 1) 宿泊施設運営

本会宿泊施設を低廉な価格で開放し、スイミングクラブや少年野球、少年サッカーチーム、学校の部活動等の合宿等、多岐に亘り利用されている。

## 2) 体育施設運営

体育施設は、温水プールと多目的ホールを所有しており、温水プールについては、碧南市体育課主催の婦人水泳教室や碧南市消防署の救急救命チームをはじめ各水泳クラブやライフセービングクラブや学校の部活動、アクアビクス同好会等の団体のほか、健康増進のため個人で遊泳される近隣住民も多く利用されている。

多目的ホールについては、社交ダンスや空手教室、児童体育教室等の団体に利用されている。

### [平成23年度事業実績及び財源]

当該事業の催事には延べ2,000名が参加しており、常設訓練所での催事を心待ちにしている近隣住民も多く、広く地域社会に根付いた活動として評価されている。

また、宿泊施設には延べ9,000名、体育施設には延べ64,000名の利用があり、健康増進や地域振興等に大きく寄与している。なお、当該事業は施設利用料収入及び日本財団からの助成金を財源としている。

なお、これらの催事については、ホームページの他、本会の活動の記録的側面を持ち、会員や関係者に送付している「モーターボート選手新聞」にて公開している。

## (公1-3) 社会貢献活動事業

社会貢献活動事業は、慈善事業を行うプロスポーツ選手の団体として、直接的又は間接的に社会貢献活動を行い、関係団体との協調を図りつつ、広く公衆の利益に資する活動を行うことを目的に、本会設立時から各地にて行われている施設等への慰問活動から端を発し、現在では以下の活動を中心に行っている。

### 1) ハンセン病制圧活動への支援

ハンセン病とは、以前は「らい病」と呼ばれ、病原である「らい菌」の感染力は非常に低く、また感染して発症しても適切な治療を行えば治癒が可能であり、重篤な後遺症を残すことも、自らが感染源になることもないにも関わらず、その外貌によりハンセン病患者やその家族が差別・偏見の対象となった病気であり、世界的なハンセン病政策においても、過去には現社会からの追放や市民権・相続権を剥奪されるなど大きな問題を残したことで有名な疾患である。

こういった経緯を持つハンセン病の制圧活動は、平成13年5月、日本財団・笹川陽平理事長（当時）が、世界保健機関（WHO）ハンセン病制圧大使に任命され、当時の選手会長と笹川理事長との懇談の際、これからは国内のみならず世界に向けて社会貢献を行う必要があるとの認識で一致し、世界的なハンセン病制圧事業へ協力をすることとなった。

標記活動への支援活動としては、全会員からの寄付、全国広域発売競走の開催期間中に、参加選手が提供したプロペラや私物をヤフーチャリティーオークションに出品した際の収益金をはじめ、各支部でのチャリティーイベントでの収益金、SG競走優勝者からの寄付及び選手の肖像使用による謝礼等が、公益財団法人笹川記念保健協力財団のハンセン病制圧チャリティー基金に集められ、その基金は2年に1回、本会をはじめ「日本財団」「笹川記念保健協力財団」「株式会社日本レジャーチャンネル」の4団体で構成されるハンセン病制圧ボートレースチャリティー基金委員会でその活用方法について検討され、ハンセン病制圧並びに回復者への生活支援、経済自立支援等に役立てられている。

### 2) 施設等への慰問

施設等への慰問は、各地で年間を通じて実施され、餅つき大会やクリスマスパーティ等をはじめとした交流、文房具やお菓子の贈呈をするなどの慈善活動を行っており、こういった活動の場は年々広がりを見せている。

この他、競走場周辺で催される夏祭りやトライアスロン大会等への協力も積極的に行っており、地域社会の健全な発展や健康の増進にも寄与している。

### 3) 地域社会福祉増進への支援活動

地域社会福祉増進への支援活動は、競走場内で実施した各種チャリティーイベントの売上金や自らの賞金の一部を各地の社会福祉協議会や自治体に寄付するなどし、自らが育った地域への恩返しとして積極的に行っており、これらは地域社会の福祉増進に役立てられている。

### 4) 被災地支援事業

平成7年1月17日に発生し、死者5,400名を超える被害を与えた阪神・淡路大震災では、全選手の総意で義援金を贈る事を決定し、兵庫県、尼崎市、箕面市等へ合計1,000万円の義援金を送ると共に、開催自粛期間中に選手が自主的に被災地で行われたボランティア活動への参加、元選手による個人別宅の避難所提供を行うなど被災地支援活動を積極的に行った。

この他、平成23年3月11日に発生し、未曾有の被害を与えた東日本大震災でも、迅速に選手会が一致結束して被災地支援を行い、支援方法については、先の阪神・淡路大震災や新潟中越地震での支援経験をはじめ、数々の被災地支援経験を有する日本財団を通じて行うことを決定し、全会員に対し救援金を募り、約1,000万円を被災地へ支援金として送った。

また、3月末までの開催自粛期間には、「被災地へ届けよう」のスローガンの下、選手が自主的に被災地支援活動として全国各地の主要駅や大型商業施設で各施行者と連携して街頭募金活動を実施、集まった募金全額830万円を被災地へ送った。

その後各地でレースが再開された後も、競走場などで行われるチャリティーオークションへの出品、選手宿舍や競技部内に設置した募金箱への寄付、競走参加選手の自主的な寄付の実施など、業界が行う復興支援活動の一翼を担った。

なお、今後は前述の常設訓練所での活動をはじめ、震災復興・発展に向けた活動を被災地の状況を調査し、より効果的な復興支援を積極的に行う予定である。

#### [平成23年度事業実績及び財源]

1) について…ヤフーチャリティーオークション収益金が約240万円、支部におけるチャリティーイベントでの売上金及び選手の肖像使用による謝礼等約40万円をハンセン病制圧チャリティー基金に送り、フィリピン、インド、ネパールをはじめとした世界各国のハンセン病制圧事業及び回復者自立の支援に充てられた。

2) 3) について…各選手が所属する支部単位で積極的に行っている活動で、これらに対し、オリジナルグッズの提供をはじめとした側面支援を行っている。なお、オリジナルグッズの作成費用は、本会会費（参加賞が支給された日、1日あたり1,500円）をもって作成している。

4) について…平成23年度においては、前述のような活動を行ったほかにも、それらの活動を経て、選手が長期間に亘る支援の必要性を感じ、レースへの貢献とともに、自らの活躍が被災地への励みに繋がることを願って、今年1月1日から11月30日までの通算勝利数で、選手一人ひとりが、それぞれ1勝につき1万円を寄付することを提案したところ、多くの選手が賛同し1,610万円が被災地へ送られた。

この他、SG競走優勝者から優勝賞金の一部、競走参加全選手からの寄付、チャリティーゴルフコンペ等による寄付を行った。

なお、これらの活動については、ホームページの他、本会の活動の記録的側面を持ち、会員や関係者に送付している「モーターボート選手新聞」にて公開している。

## 二、本会会員数の増減および役員を選任について

### (1) 会員の増減について

本年度末における会員数は、1,586名(内、女子187名)で本年度中における入退会者数は次のとおりである。

入会者	56名	(第111期26名、第112期30名)
退会者	28名	

### 地区別会員数

地区	会員数	地区	会員数	地区	会員数
群馬	88(7)	滋賀	48(7)	山口	70(5)
埼玉	91(12)	大阪	109(9)	福岡	205(29)
東京	193(29)	兵庫	62(5)	佐賀	60(4)
静岡	83(14)	徳島	49(8)	長崎	59(5)
愛知	140(13)	香川	68(9)	会員総数	1,586名 (187名)
三重	41(6)	岡山	101(15)		
福井	44(5)	広島	75(5)		

( )内は女子会員

### (2) 役員を選任について

本年度、6月26日開催の第104回通常総会において、理事12名(内、常勤理事たる会長1名、副会長1名、理事長1名)および監事2名(いずれも非常勤)を選任し、本年度末日時点における役員は以下のとおりである。

理事 上瀧 和則(会長)	理事 白石 桂三(副会長)	理事 渥美 敏男(理事長)
理事 鈴木 茂正	理事 山崎 義明	理事 鈴木 幸夫
理事 佐野 隆仁	理事 濱村 芳宏	理事 山崎 昭生
理事 片山 晃	理事 田中 寛	理事 藤丸 光一
監事 鈴木 賢一	監事 秋元 善行	

### (3) 常設訓練所指導員および勤労青少年水上スポーツセンター所長について

本年度末日時点における指導員および所長については以下のとおりである。

指導員	久間 繁
所長	上瀧 和則(兼任)

### 三、会議について

#### (1) 総会

第104回通常総会（H24. 6. 26 於：東京「笹川記念会館」6F会議室）

出席者 1, 555名

#### 議 題

- 第1号議案 平成23年度事業報告書の承認に関する件
- 第2号議案 平成23年度決算報告書の承認に関する件
- 第3号議案 平成24年度諸会計（一般会計・共済事業特別会計・常設訓練所特別会計）収支補正予算書の承認に関する件
- 第4号議案 公益財団法人日本財団に対する平成25年度補助金・助成金申請の承認に関する件
- 第5号議案 「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」の一部改正の承認に関する件
- 第6号議案 法令に定める定時総会の開催時変更に伴う役員選任の承認に関する件
- 第7号議案 公益社団法人への移行認定申請の承認に関する件
- 第8号議案 公益社団法人の認定申請に伴う定款の承認に関する件
- 第9号議案 「公益社団法人日本モーターボート選手会会員規程」の新設の承認に関する件
- 第10号議案 「役員の報酬及び費用に関する規程」の新設の承認に関する件

平成24年度臨時総会（H24. 9. 28 於：東京「笹川記念会館」4F会議室）

出席者 1, 548名

#### 議 題

- 第1号議案 認可特定保険業の認可申請の承認に関する件
- 第2号議案 「公益社団法人日本モーターボート選手会役員選任規程」の新設の承認に関する件

第105回通常総会（H25. 3. 22 於：東京「笹川記念会館」6F会議室）

出席者 1, 561名

#### 議 題

- 第1号議案 平成24年度諸会計（一般会計・共済事業特別会計・常設訓練所特別会計・勤労青少年水上スポーツセンター特別会計）収支補正予算書の承認に関する件
- 第2号議案 「公益社団法人 日本モーターボート選手会定款」の一部改正の承認に関する件
- 第3号議案 「役員の報酬及び費用に関する規程」の一部改正の承認に関する件
- 第4号議案 「入会金、会費、共済基金及び共済納付金納付に関する規程」の一部改正の承認に関する件
- 第5号議案 「公益社団法人 日本モーターボート選手会会員規程」の一部改正の承認に関する件
- 第6号議案 「公益社団法人 日本モーターボート選手会役員選任規程」の一部改正の承認に関する件
- 第7号議案 「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」の一部改正の承認に関する件
- 第8号議案 『「退会時給付保険」、『慰労給付年金保険』、『遺児福祉年金保険』保険料の徴収及び共済納付金納付に関する規程』の新設の承認に関する件
- 第9号議案 「会員共済規程」の一部改正の承認に関する件
- 第10号議案 「慰労給付年金規程」の廃止の承認に関する件
- 第11号議案 「慰労給付年金の拠出金に関する規程」の廃止の承認に関する件
- 第12号議案 平成25年度事業計画書の承認に関する件

第13号議案 平成25年度諸会計（一般会計・共済事業特別会計・育英事業特別会計・常設訓練所特別会計・勤労青少年水上スポーツセンター特別会計）収支予算書の承認に関する件

(2) 理事会

本年度における理事会は以下のとおり、年度内14回開催した。

第1回理事会（H24. 5. 23～24 於：愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」新館会議室）

議 題

(一) 報告事項

- (1) 各種委員会委員について
- (2) 第188回選手出場あっせん委員会について
- (3) 私傷病の障害年金受給者について
- (4) その他

(二) 協議事項

- (1) 常設訓練所および勤労青少年水上スポーツセンターの所長および指導員について
- (2) 分室の財産処分について
- (3) 平成24年後期級別審査対象期間における特定会費納付対象者の取扱いについて
- (4) 連続無事故出走者に対する特別褒賞について
- (5) 遺児福祉年金の奨学生について
- (6) 共済給付について
- (7) 平成23年度事業報告書（案）について
- (8) 平成23年度決算報告書（案）について
- (9) 平成24年度諸会計収支補正予算書（案）について
- (10) 公益財団法人日本財団に対する平成25年度補助金及び助成金申請について
- (11) 法令に定める定時総会の開催時変更に伴う役員選任（案）について
- (12) 公益法人の認定申請に伴う定款（案）について
- (13) 「公益社団法人日本モーターボート選手会会員規程」の新設（案）について
- (14) 「支部長会及び評議員会規程」の廃止（案）について
- (15) 「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」の一部改正（案）について
- (16) 「役員の報酬及び費用に関する規程」の新設（案）について
- (17) 「特定資産取扱規程」の一部改正（案）について
- (18) 「海外出張旅費規程」の一部改正（案）について
- (19) 「慶弔金及び見舞金給付基準」の一部改正（案）について
- (20) その他

第2回理事会（H24. 6. 5 於：愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」新館会議室）

議 題

(一) 報告事項

- (1) 第294回褒賞懲戒審議会について
- (2) その他

(二) 協議事項

- (1) 公益社団法人の認定申請に伴う会計監査人の選任に関する件について

- (2) 公益社団法人の認定申請に伴う定款（案）について
- (3) 公益社団法人への移行認定申請に関する件（案）について
- (4) 「総会運営規則」の新設（案）について
- (5) 「理事会規則」の新設（案）について
- (6) 「公益社団法人日本モーターボート選手会監事監査規程」の新設（案）について
- (7) 認可特定保険業者に関する事項（案）について
- (8) 平成23年度決算報告書（案）について（共済事業特別会計）
- (9) 平成24年度諸会計収支補正予算書（案）について（一般会計・共済事業特別会計）
- (10) その他

### 第3回理事会（第1回支部代表者協議会と合同）

（H24. 6. 6～7 於：愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」多目的ホール）

#### 議 題

- (1) 常設訓練所および勤労青少年水上スポーツセンターの所長および指導員について
- (2) 各種委員会委員について
- (3) 第188回選手出場あっせん委員会について
- (4) 第294回褒賞懲戒審議会について
- (5) 私傷病の障害年金受給者について
- (6) 遺児福祉年金の奨学生について
- (7) 平成24年後期級別審査対象期間における特定会費納付対象者の取扱いについて
- (8) 「支部長会及び評議員会規程」の廃止について
- (9) 法令に定める定時総会の開催時変更に伴う役員選任（案）について
- (10) 公益社団法人の認定申請に伴う会計監査人の選任に関する件について
- (11) 公益社団法人の認定申請に伴う定款（案）について
- (12) 「役員の報酬及び費用に関する規程」の新設（案）について
- (13) 「公益社団法人日本モーターボート選手会会員規程」の新設（案）について
- (14) 公益社団法人への移行認定申請に関する件（案）について
- (15) 「総会運営規則」の新設について
- (16) 「理事会規則」の新設について
- (17) 「公益社団法人日本モーターボート選手会監事監査規程」の新設について
- (18) 認可特定保険業者に関する事項（案）について
- (19) 平成23年度事業報告書（案）について
- (20) 平成23年度決算報告書（案）について
- (21) 平成24年度諸会計収支補正予算書（案）について
- (22) 公益財団法人日本財団に対する平成25年度補助金及び助成金申請について
- (23) 「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」の一部改正（案）について
- (24) その他

### 第4回理事会（第2回支部代表者協議会と合同）

（H24. 6. 26 於：東京「笹川記念会館」6F会議室）

#### 議 題

- (1) 平成24年度第1回選手共済事業運営委員会について
- (2) 平成23年度期末における監査法人による会計指導について
- (3) その他

第5回理事会（H24. 7. 18～19 於：東京「本会」会議室）

議 題

(一) 報告事項

- (1) 平成24年度第1回事故防止対策委員会について
- (2) 第295回褒賞懲戒審議会について
- (3) 社会貢献活動事業について
- (4) ハンセン病制圧活動基金（携帯電話ゲーム）について
- (5) ポートレースパチンコ機の開発について
- (6) 清泉監査法人による会計指導報告書について

(二) 協議事項

- (1) 認可特定保険業者に関する事項（案）について
- (2) 本会の組織に関する事項について
- (3) 委員会規則の新設（案）について
- (4) 各委員会委員の委嘱について
- (5) 「常設訓練所設置規程」の廃止（案）について
- (6) 「指導員常務規則」の新設（案）について
- (7) 「勤労青少年水上スポーツセンター設置規程」の廃止（案）について
- (8) 「勤労青少年水上スポーツセンター運営管理規程」の一部改正（案）について
- (9) 常設訓練所および勤労青少年水上スポーツセンターの所長および指導員について
- (10) 計画停電による競走中止に対する補償について
- (11) 新プロペラ制度における費用について
- (12) 役員退任に伴う退任慰労金等について
- (13) 競走会助成金に対する支部の収支報告について
- (14) 共済給付について

第6回理事会（H24. 8. 28 於：東京「本会」会議室）

議 題

(一) 報告事項

- (1) 公益認定申請について
- (2) 社会貢献活動事業について
- (3) 支部における公益推進事業について
- (4) 第56回ポート・モーター等改善研究委員会について
- (5) 第92回競技運営研究委員会について

(二) 協議事項

- (1) 肖像権管理の受贈金の取扱いについて
- (2) 認可特定保険業者に関する事項（案）について
- (3) 平成24年度第1回総務関係委員会の答申について



- (4) 「公益社団法人日本モーターボート選手会役員選任規程」の新設(案)について
- (5) 公益財団法人日本財団に対する平成25年度補助金および助成金申請について
- (6) 連続無事故出走者に対する特別褒賞について
- (7) 公益認定申請に関する嘱託雇用契約の再契約について

第7回理事会 (H24. 9. 27 於: 東京「笹川記念会館」6F会議室)

議 題

(一) 報告事項

- (1) 平成24年度第2回事故防止対策委員会について
- (2) 第296回褒賞懲戒審議会について
- (3) 各種委員会委員について

(二) 協議事項

- (1) 第111期登録選手の入会承認について
- (2) 固定資産の売却について
- (3) 認可特定保険業者に関する件(案)について
- (4) 各種関係委員会の答申について
- (5) 連続無事故出走者に対する特別褒賞について

第8回理事会 (第3回総務関係委員会、第2回共済事業関係委員会、第2回業務関係委員会、第2回企画広報関係委員会、第3回事故防止対策委員会と合同)

(H24. 9. 28 於: 東京「笹川記念会館」4F第1・第2会議室)

議 題

- (1) 第111期登録選手の入会承認について
- (2) 認可特定保険業者に関する件(案)について
- (3) 平成24年度第2回事故防止対策委員会について
- (4) 第296回褒賞懲戒審議会について
- (5) 公益財団法人日本財団に対する平成25年度補助金及び助成金申請について
- (6) 各種関係委員会からの報告事項について

第9回理事会 (H24. 10. 30 於: 東京「本会」会議室)

議 題

(一) 協議事項

- (1) 選手の反社会的行為について

第10回理事会 (H24. 11. 27 於: 東京「本会」会議室)

議 題

(一) 報告事項

- (1) 国土交通省公益法人検査について
- (2) 第39回モーターボート競走関係全国責任者会議について
- (3) 平成24年度第2回選手共済事業運営委員会について
- (4) 認可特定保険業について

- (5) 平成24年度第4回事故防止対策委員会について
- (6) 第57回ボート・モーター等改善研究委員会について
- (7) 第93回競技運営研究委員会について
- (8) 第189回選手出場あっせん委員会について
- (9) 賞金王決定戦競走、賞金女王決定戦競走出場選手のキャッチフレーズについて

(二) 協議事項

- (1) 年金資産の運用の一部契約解除について
- (2) 元会員の退会について
- (3) 平成25年前期級別審査対象期間における特定会費納付対象者の取扱いについて
- (4) 平成24年度第2回総務関係委員会の答申について
- (5) 「支部名称使用許諾規程」の新設(案)について
- (6) 「役員候補者選任実施規則」の新設(案)について
- (7) 「旅費規程」の一部改正(案)について
- (8) 平成24年度第1回、第3回共済事業関係委員会の答申について
- (9) 共済給付について
- (10) 平成24年度第1回業務関係委員会の答申について
- (11) 連続無事故出走者に対する特別褒賞について

第11回理事会 (H25. 2. 6 於:東京「本会」会議室)

議 題

(一) 報告事項

- (1) 第297回・第298回褒賞懲戒審議会について
- (2) 平成24年度第6回事故防止対策委員会について
- (3) 平成24年度第3回・第4回業務関係委員会について
- (4) 第94回競技運営研究委員会について
- (5) 平成25年度SG競走等実施要綱打合せ会議について
- (6) 平成24年度あっせん事務連絡会議について
- (7) 平成24年度第3回選手共済事業運営委員会について
- (8) 平成24年度第4回共済事業関係委員会について
- (9) 第37回奨学生選考委員会について
- (10) 第31回共済基金等徴収事務担当者会議について
- (11) 平成24年優秀選手選考委員会について
- (12) 平成24年度第4回総務関係委員会について
- (13) 平成24年度第3回企画広報関係委員会について
- (14) 選手処遇関連事項について

(二) 協議事項

- (1) 「公益社団法人 日本モーターボート選手会定款」の一部改正(案)について
- (2) 「役員の報酬及び費用に関する規程」の一部改正(案)について
- (3) 「入会金、会費、共済基金および共済納付金納付に関する規程」の一部改正(案)について
- (4) 「公益社団法人 日本モーターボート選手会会員規程」の一部改正(案)について
- (5) 「公益社団法人 日本モーターボート選手会役員選任規程」の一部改正(案)について

- (6) 「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」の一部改正（案）について
- (7) 『『退会時給付保険』、『慰労給付年金保険』、『遺児福祉年金保険』保険料の徴収及び共済納付金納付に関する規程』の新設（案）について
- (8) 『『退会時給付保険』、『慰労給付年金保険』及び『遺児福祉年金保険』に関する規程』の新設（案）について
- (9) 「会員共済規程」の一部改正（案）について
- (10) 「選手共済事業運営委員会規程」の一部改正（案）について
- (11) 「共済給付審査委員会規程」の一部改正（案）について
- (12) 「会員貸付規程」の一部改正（案）について
- (13) 「会員貸付手続要領」の一部改正（案）について
- (14) 「簡易貸付取扱要領」の廃止（案）について
- (15) 「会員制服貸与規程」の一部改正（案）について
- (16) 「遺児福祉年金規程」の廃止（案）について
- (17) 「慰労給付年金規程」の廃止（案）について
- (18) 「慰労給付年金の拠出金に関する規程」の廃止（案）について
- (19) 「特定保険業者研修規程」の新設（案）について
- (20) 「育英金給付規程」の一部改正（案）について
- (21) 「育英金給付基準」の一部改正（案）について
- (22) 「貸与金返還免除基準」の一部改正（案）について
- (23) 「事故防止対策委員会規程」の一部改正（案）について
- (24) 「専門委員会運営規程」の一部改正（案）について
- (25) 「自主訓練規程」の一部改正（案）について
- (26) 「競走の出場辞退に関する規程」の一部改正（案）について
- (27) 「事務局組織規程」の一部改正（案）について
- (28) 「職員就業規則」の一部改正（案）について
- (29) 「育児介護休業規則」の一部改正（案）について
- (30) 「嘱託職員就業規則」の一部改正（案）について
- (31) 「賞罰規程」の一部改正（案）について
- (32) 「秘密情報管理規程」の一部改正（案）について
- (33) 「文書処理規程」の一部改正（案）について
- (34) 「旅費規程」の一部改正（案）について
- (35) 「勤労青少年水上スポーツセンター利用規程」の一部改正（案）について
- (36) 「出向規程」の一部改正（案）について
- (37) 「印章管理規程」の一部改正（案）について
- (38) 「会計処理規程」の一部改正（案）について
- (39) 「特定資産取扱規程」の一部改正（案）について
- (40) 「財産運用管理規則」の一部改正（案）について
- (41) 「入会承認基準規程」の廃止（案）について
- (42) 「定時職員就業規則」の廃止（案）について
- (43) 「スタート事故者の訓練納付金納付に関する規程」の一部改正（案）について

- (44) 「特別訓練規程」の一部改正（案）について
- (45) 「管理職定年規程」の一部改正（案）について
- (46) 「職員給与規程」の一部改正（案）について
- (47) 「職員退職金規程」の一部改正（案）について
- (48) 「海外出張旅費規程」の一部改正（案）について
- (49) 「慶弔金及び見舞金給付基準」の一部改正（案）について
- (50) 「勤労青少年水上スポーツセンター運営管理規程」の一部改正（案）について
- (51) 「社宅管理規程」の一部改正（案）について
- (52) 「職員制服貸与規程」の一部改正（案）について
- (53) 「職員簡易貸付規程」の一部改正（案）について
- (54) 「指導員常務規則」の一部改正（案）について
- (55) 「総務関係委員会規則」の一部改正（案）について
- (56) 「共済事業関係委員会規則」の一部改正（案）について
- (57) 「業務関係委員会規則」の一部改正（案）について
- (58) 「企画広報関係委員会規則」の一部改正（案）について
- (59) 「情報公開規程」の新設（案）について
- (60) 「コンプライアンス規程」の新設（案）について
- (61) 「公益通報者保護規程」の新設（案）について
- (62) 「基金取扱規程」の新設（案）について
- (63) 「交通費支給規則」の新設（案）について
- (64) 平成24年度諸会計収支補正予算書（案）について
- (65) 新法人移行後の役員体制について
- (66) 平成25年度事業計画書（案）について
- (67) 平成25年度役員報酬（案）について
- (68) 平成25年度諸会計収支予算書（案）について
- (69) 関係団体からの依頼について

第12回理事会（H25. 2. 27 於：愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」新館会議室）

#### 議 題

##### （一）報告事項

- (1) 第58回ボート・モーター等改善研究委員会について
- (2) 第95回競技運営研究委員会について
- (3) 第299回褒賞懲戒審議会について
- (4) 『『競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程』適用の申し合せ事項』について

##### （二）協議事項

- (1) 役員退任慰労金について
- (2) 平成24年度一般会計収支補正予算書（案）について
- (3) 「公益社団法人 日本モーターボート選手会定款」の一部改正（案）について

第13回理事会（第5回総務関係委員会、第5回共済事業関係委員会、第5回業務関係委員会、第4回企画広報関係委員会と合同）

（H25. 2. 27～28 於：愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」多目的ホール）

議 題

- (1) 選手処遇関連事項について
- (2) 平成24年度第3回・第4回業務関係委員会について
- (3) 平成25年度SG競走等実施要綱打合せ会議について
- (4) 平成24年度あっせん事務連絡会議について
- (5) 第58回ボート・モーター等改善研究委員会について
- (6) 第95回競技運営研究委員会について
- (7) 第299回褒賞懲戒審議会について
- (8) 平成24年度第3回選手共済事業運営委員会について
- (9) 第37回奨学生選考委員会について
- (10) 平成24年度第4回共済事業関係委員会について
- (11) 第31回共済基金等徴収事務担当者会議について
- (12) 平成24年優秀選手選考委員会について
- (13) 平成24年度第4回総務関係委員会について
- (14) 支部名称使用許諾について
- (15) 平成24年度支部職員研修会について
- (16) 平成24年度第3回企画広報関係委員会について
- (17) 「公益社団法人 日本モーターボート選手会定款」の一部改正（案）について
- (18) 「役員の報酬及び費用に関する規程」の一部改正（案）について
- (19) 「入会金、会費、共済基金および共済納付金納付に関する規程」の一部改正（案）について
- (20) 「公益社団法人 日本モーターボート選手会会員規程」の一部改正（案）について
- (21) 「公益社団法人 日本モーターボート選手会役員選任規程」の一部改正（案）について
- (22) 「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」の一部改正（案）について
- (23) 『『退会時給付保険』、『慰労給付年金保険』、『遺児福祉年金保険』保険料の徴収及び共済納付金納付に関する規程』の新設（案）について
- (24) 『『退会時給付保険』、『慰労給付年金保険』及び『遺児福祉年金保険』に関する規程』の新設について
- (25) 「会員共済規程」の一部改正（案）について
- (26) 「選手共済事業運営委員会規程」の一部改正について
- (27) 「共済給付審査委員会規程」の一部改正について
- (28) 「会員貸付規程」の一部改正について
- (29) 「会員貸付手続要領」の一部改正について
- (30) 「簡易貸付取扱要領」の廃止について
- (31) 「会員制服貸与規程」の一部改正について
- (32) 「遺児福祉年金規程」の廃止について
- (33) 「慰労給付年金規程」の廃止（案）について
- (34) 「慰労給付年金の拠出金に関する規程」の廃止（案）について
- (35) 「特定保険業者研修規程」の新設について

- (36) 「育英金給付規程」の一部改正について
- (37) 「育英金給付基準」の一部改正について
- (38) 「貸与金返還免除基準」の一部改正について
- (39) 「事故防止対策委員会規程」の一部改正について
- (40) 「専門委員会運営規程」の一部改正について
- (41) 「自主訓練規程」の一部改正について
- (42) 「競走の出場辞退に関する規程」の一部改正について
- (43) 「入会承認基準規程」の廃止について
- (44) 「スタート事故者の訓練納付金納付に関する規程」の一部改正について
- (45) 「特別訓練規程」の一部改正について
- (46) 「総務関係委員会規則」の一部改正について
- (47) 「共済事業関係委員会規則」の一部改正について
- (48) 「業務関係委員会規則」の一部改正について
- (49) 「企画広報関係委員会規則」の一部改正について
- (50) 平成24年度諸会計収支補正予算書（案）について
- (51) 新法人移行後の役員体制について
- (52) 平成25年度事業計画書（案）について
- (53) 平成25年度諸会計収支予算書（案）について

第14回理事会（第6回総務関係委員会、第6回共済事業関係委員会、第6回業務関係委員会、第5回企画広報関係委員会、第9回事故防止対策委員会と合同）

（H25. 3. 22 於：東京「笹川記念会館」6F会議室）

#### 議 題

- (1) 第112期登録選手の取扱いについて
- (2) 平成24年度第7回事故防止対策委員会について
- (3) 平成24年度第8回事故防止対策委員会平成24年度第1回技術研究専門委員会合同委員会について
- (4) 平成24年度第1回技術連絡会議について
- (5) モーター更新時におけるプロペラの配備について
- (6) 平成24年度第4回選手共済事業運営委員会について

#### 四、専門委員会について

本会では、法人格の移行準備に並行して組織の再編を進め、その一環として広く会員の意見を会の運営に反映させることを目的に従来の専門委員会の他、本年度より総務、業務、共済、企画広報の各部門に対する専門委員会を新設した。

##### (1) 総務関係委員会

総務関係委員会については、本会の総務関連事項および勤労青少年水上スポーツセンター関連事項について会長からの諮問に応じることを目的に組織した委員会であり、本年度内6回開催し、以下の事項を重点項目として審議した。

- ・定款ならびに関係諸規程の改廃および新設について
- ・役員選任に関する事項について

- ・平成25年度事業計画、一般会計および勤労青少年水上スポーツセンター特別会計収支予算ならびに平成24年度両会計収支補正予算について
- ・「年額会費」の徴収方法について

## (2) 業務関係委員会

業務関係委員会については、会員の資質向上、競走出場に関する適正条件の確保、本会訓練業務等競技運営に関する業務関係の適正性を確保するための組織体制の整備及び合理的な運営の改善に関する事項について会長からの諮問に応じることを目的に組織した委員会であり、本年度内6回開催し、以下の事項を重点項目として審議した。

- ・「モーター備え付けプロペラ制度」維持費用の会員負担について
- ・「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」の適用勝率について
- ・最低体重制のあり方について
- ・「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」の一部改正について
- ・「常設訓練所利用に関する取扱要領」の一部改正について
- ・平成25年度事業計画および業務関係予算、常設訓練所特別会計収支予算ならびに平成24年度常設訓練所特別会計補正予算について

## (3) 共済事業関係委員会

共済事業関係委員会については、選手が安心して競走に臨むためのセーフティネットである給付事業に関する事項について会長からの諮問に応じることを目的に組織した委員会であり、本年度内6回開催し、以下の事項を重点項目として審議した。

- ・認可特定保険業者に関する事項について
- ・平成25年度事業計画、共済事業特別会計および育英事業特別会計収支予算ならびに平成24年度共済事業特別会計収支補正予算について
- ・認可特定保険業者移行に伴う共済関連諸規程の改廃および新設について
- ・平成25年度貸与通勤着について
- ・育英関連諸規程の改正について

## (4) 企画広報関係委員会

企画広報関係委員会については、本会の企画広報活動に関する事項について会長からの諮問に応じることを目的に組織した委員会であり、本年度内5回開催し、以下の事項を重点項目として審議した。

- ・社会貢献活動事業について
- ・被災地ボランティア活動について
- ・平成25年度ハンセン病制圧事業への協力について
- ・平成25年度事業計画および企画広報関係予算について
- ・競走およびイベントの協賛について

## 五、企画広報に関する事業について

### (1) 普及協賛について

普及協賛に関しては、出場選手の敢闘意欲の向上を目的とした副賞の寄贈や式典・ファン対象イベントへの協賛、通算成績記録達成選手への褒賞を行った。

#### ①競走に対する副賞の協賛について

出場選手の敢闘意欲を向上し、より迫力ある競走の展開を目的に、SG、GI、GII競走の優勝者へ副賞金や副賞品を寄贈した。また、全24場にて本会会長賞競走を開催し、競走への支援を行うとともに、優勝者へ副賞金、賞状、トロフィーを、優勝戦出場選手へ副賞金を贈呈した。

#### ②式典への協賛について

競走会が主催する各種式典への協賛として、永年功労者表彰を受けた69名および優秀選手表彰を受けた6名の計75名へ記念品を贈呈した。

#### ③通算成績記録達成選手の表彰について

「通算成績記録達成選手褒賞要領」に基づき、本年度は通算2,000勝を達成した3名へ表彰の上褒賞金を贈呈した。

#### ④各種イベントへの協賛について

本会会員が各地で行ったチャリティーイベントやトークショー、サイン会をはじめとしたファン対象イベントに対し、本会オリジナルグッズを提供し、ファンサービス等に活用された。

#### (2) 各種イベント参加の調整およびマスコミ等への対応について

施行者や競走会をはじめとした関係団体が実施するイベント等、選手派遣への協力依頼に対し、諸条件の調整を行う等の対応をした他、業界内で発行されている各種専門誌からの取材依頼や番組出演依頼等に対しても諸条件の調整を行う等の対応をした。

また、一般メディアからの取材要請等についても関係団体と連携して対応した。

#### (3) 公式ホームページについて

本会の地域振興・社会貢献事業をはじめとした活動内容の周知とともに海事思想の普及宣伝に寄与することを目的に公式ホームページを開設しており、事業・決算報告といった情報公開の他、関係団体のホームページとの相互リンクによりボートレースを多くの人々にPRするとともに、ボートレースの楽しみ方や選手情報等を紹介している。